

令和2年12月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和2年12月2日（水）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和2年12月2日（水） 午前9時02分
閉 会 日 時	令和2年12月2日（水） 午後4時10分
委 員 長	羽鳥 健
委員会出席 委員	
委 員 長	羽鳥 健
副 委 員 長	金子 裕太
委 員	菅野 博子 大塚 佳之 野本 恵司 永沼 博昭
委員会欠席 委員	なし
委員外議員	諏訪三津枝
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 9 8 号	鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 9 9 号	鴻巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 0 0 号	鴻巣市駐車場条例を廃止する条例	原案可決
第 1 0 1 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 1 0 2 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 9 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 1 0 3 号	令和 2 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
第 1 0 8 号	令和 2 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議請第 5 号	唯一の戦争被爆国である日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准をもとめる意見書提出の請願	不採択

委員会執行部出席者

（市民生活部）

市民生活部長 清水 洋
 市民生活部副部長 関口 泰清
 自治振興課長 伊藤 正一
 市民生活部参事兼
 危機管理課長 小川 哲夫
 市民課長 新井 隆司
 市民課副参事 川又 敦子
 国保年金課長 野口 豊和
 吹上支所副支所長 吉田 勝彦
 川里支所副支所長 加藤 勝美

（環境経済部）

環境経済部長 飯塚 孝夫
 環境経済部副部長 外島洋志男
 環境課長 大島 和之
 環境課副参事 長澤 和弘
 農政課長 山崎 淳一
 農政課副参事 藤村 弥
 環境経済部副部長兼
 農業委員会事務局長 堀越 延年
 商工観光課長 清水 健紀
 環境経済部副部長兼
 道の駅整備プロジェクト
 高坂 清
 道の駅整備プロジェクト課長
 秋山 信行

 書 記 森田 慎三
 書 記 岡崎 夏子

(開会 午前9時02分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。菅野博子委員と大塚佳之委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第98号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第99号 鴻巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、議案第100号 鴻巣市駐車場条例を廃止する条例、議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第102号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第9号)のうち本委員会に付託された部分、議案第103号 令和2年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議案第108号 令和2年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議請第5号 唯一の戦争被爆国である日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准をもとめる意見書提出の請願の議案7件及び請願1件であります。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議会先例のナンバー46-6、「常任委員会の審査の方法は、議案・予算・請願の順序で審査するのが例である」ということから、初めに議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。その後、休憩して議請第5号に直接関係のない執行部の退席の後、再開し、議請第5号について紹介議員からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。また、質疑については、内容についてよく整理をしていただき、補正予算については予算書のページ数と事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。委員の皆様には円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくようお願いいたします。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第98号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

について、執行部の説明を求めます。

（国保年金課長）議案第98号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

国民健康保険に係る地方税法施行令の一部改正に伴い、保険税の軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えるものです。また、地方税法の一部改正に伴い、譲渡価格が500万円以下の一定の低未利用土地等を譲渡した場合に長期譲渡所得の金額から100万円を控除する特例が創設されたことから、本条例においても課税の特例を追加するものです。

以上が鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明でございます。よろしくお願ひいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（永沼）おはようございます。ただいまご説明ありました議案第98号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質問いたします。

質問の内容については、頂いている議案の資料がありますが、その13ページにこの改正する条例についての説明が載っています。この中に2の主な内容の（1）のアの概要に、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて給与所得控除や公的年金控除から基礎控除10万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、軽減判定所得について所得の見直しを行うものとあります。この意図せざる影響や不利益が生じないようにとは、どのようなことをいうのかお聞きします。

次に、7割軽減基準額、5割軽減基準額、2割軽減基準額の現行と今回の改正後の対象者数がどのようになるのか……

（委員長）永沼委員に申し上げます。

一問一答式ですので、その形でお願ひいたします。

(永沼) すみません。では、それについてお願いいたします。

(国保年金課長) 平成30年度の税制改正により、令和3年度から基礎控除が一律10万円引き上げられ、代わりに給与所得控除、公的年金控除がそれぞれ一律10万円引き下げられることとなります。仮に年金収入が150万円の方の場合、令和2年度までは年金所得は30万円となり、軽減判定基準額の33万円以下のため、7割軽減の対象でしたが、公的年金等控除が10万円引き下げられることで年金所得は40万円となります。これにより軽減判定基準額が変わらないとすると、5割軽減の対象となってまいります。このような不利益を生じさせないため、軽減判定所得について所得の見直しを行うものです。

以上です。

(永沼) これの意図せざる影響というのは、今のご説明で分かりました。次に、7割軽減基準額、5割軽減基準額、2割軽減基準額の現行と改正後の対象者数についてお聞きします。

(国保年金課長) お答えします。

現行の7割軽減の対象者が4,944人、5割軽減の対象者が4,064人、2割軽減の対象者が4,030人、計1万3,038人、それから改正後の7割軽減の対象者が5,021人、ですから現行と比べますと77人ほど増えております。5割軽減が4,126人、こちらが62人ほど増えております。2割軽減が4,093人、こちらが63人増えております。合計で1万3,240人ということで、トータルで202人、現行よりも増えております。ちなみに、こちらの数字については、令和2年10月末時点の数字となっております。

(永沼) 次に、本市の国民健康保険税の改正前と改正後の歳入の概算額はどのようになるのか伺います。

(国保年金課長) お答えします。

こちら10月末の試算になりますが、改正前が21億9,019万4,100円、改正後につきましては21億8,868万8,800円、こちらの差額の影響額というのが150万5,300円の減収となっております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第98号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 鴻巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(国保年金課長) 議案第99号 鴻巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合である特例基準割合を延滞金特例基準割合とするなど、文言の修正を行うものです。

以上が鴻巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の説明でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 文言整理ということなのですが、内容は変わっていないということではよろしいでしょうか。

(国保年金課長) 内容については変わっておりません。

(永沼) そうしますと、特例基準割合を延滞金特例基準割合とした文言整理なのですが、その延滞金を付したという、つけたということの理由

はお聞きになっているのか伺います。

（国保年金課長）租税特別措置法の改正により、同法第93条第1項に規定されておりました特例基準割合が延滞金特例基準割合と名称が改正されました。地方税法でも租税特別措置法と同様に特例基準割合を規定していることから、延滞金特例基準割合と名称が改正されております。以上です。

（永沼）もう少し延滞金の名称変更に至る国へのお伺いというか、そういったものはお聞きになっていないですか。どういう、要するに何か原因があってそういったものを付すようにしたのか、何かあって付すようにしたのかとか、そういった形のものをお聞きになっていないのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

（国保年金課長）特にそういった理由等は聞いてはおらないのですけれども、租税特別措置法のほうで特例基準割合、これ延滞金以外にもあるのですけれども、そういった名称が変わったり、延滞金以外の利率が若干下がったりとかというふうな改正がありまして、その中で文言の修正も租税特別措置法のほうでありましたので、地方税法のほうでも同様にこういった名称について規定をしておりましたので、それに合わせて文言の修正のほうを行ったという形になっております。

（永沼）法律に基づいて修正したということは分かりました。その内容については、そこまでは聞いていないということによろしいですか。

（国保年金課長）その内容までは、ちょっと申し訳ありません。聞いておりません。

（野本）内容については変更がないということなので、特にこれに直接関わってはいないのですけれども、実際に延滞の状況というのは、現場の状況といたしますか、そういうものについては現状どういうふうになっているのか伺いたいと思います。

（国保年金課長）延滞金の状況ということでございますけれども、一応10月末現在で延滞金のほうが、徴収をしている金額をちょっと申し上げさせていただきますと、令和2年度につきましては全て滞納繰越分になるのですけれども、15人から15万7,500円、これだけ延滞金のほうを徴収

しております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。ございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第99号 鴻巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 鴻巣市駐車場条例を廃止する条例について、執行部の説明を求めます。

(商工観光課長) 議案第100号 鴻巣市駐車場条例を廃止する条例についてご説明いたします。

鴻巣市営鴻巣駅西口駐車場及び鴻巣市営駐車場パーキング・こうのすは、利用者が減少していること、また周辺に民間の駐車場が多く造られていることから、所期の目的を達成しており、廃止するものでございます。

以上です。ご審議のほどお願いします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(菅野) 利用者が減ったことと民間の業者がいっぱいできているから市の分は要らないだろうということが、論議がありました。竹田氏からも

論議があったのですけれども、要するに民間のところは歩かなくてはいけないのです。今までは、本当に中山道の商店街の真ん中にありましたから、そこに置いてすぐ歩いて商店に行けたわけです。今度これをやめちゃうと、駅前の駐車場となってしまうと、そこから中山道まで歩いていかななくてはいけないし、高齢化社会の中で大変不便になるということと、あと業者の方、皆さんこれをよく知らないということもあるかということ論議されたと思うのですけれども、今利用している事業者の方にはこういうことをちゃんとやってあるのですか。納得をしているのかね。ここにあるから近くのお店に来てくれるのであって、エルミのところに入れるとなると、結局中山道まで来ないと思いますよ。例えば食事をするにしろ、買物するにしても。エルミの中で全部足りてしまうわけですから、食事から買うものから。そうすると、ますます商店街が疲弊するのではないかと思うのです。ですから、そこら辺を、今あそこを利用して、そのことでかなりの方が潤っていると思うのですけれども、商売上、そこら辺の論議はどう地元の方とされたのかお聞きします。

（商工観光課長）駐車場のほう歩かなければというような今委員さんのほうからご質問でございましたけれども、パーキング・このすの周辺でも民間駐車場、かなり今増えてきている状況でございます。あわせて、あちらのパーキングにつきましては、こちらのほうで利用者というか、その辺のほうはやはり周辺の商店の方が利用されているというようなところを把握しておりますので、現在の民間の駐車場のほうで十分かなというふうにまず理解しているところです。

もう一つ、意見等お聞きになったかというふうなことですけれども、地権者の方が何人か周辺の方からいろいろもろもろお話を聞かれたというようなことで、やむを得ないかなというふうなところもちょっと伺っているところでございます。

以上です。

（菅野）地権者は、やむを得ないのかなと言っていると。どうも聞いて歩いたのと聞いた声が違う気がするのですけれども。要はもっと駐車場以外の有効な設備投資をしたいから返してくれということ今2か所

の地権者の方から言われた、そんな趣もあるのでしょうか、では。

(商工観光課長) 地権者の方からそのようなお話というのはいたいていないです。

(委員長、休憩願いますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時24分)



(開議 午前9時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 分かりました。では、西口の駐車場は今市がやっているの、引き続きやっていくということは確認できるわけなのですね。

(所有者が市だの声あり)

(菅野) いや、所有者の人はコロナ禍でやめると言っているわけでしょう。西口の駐車場は、所有者は市だから。言っていますよね。パーキング・こうのすと西口駐車場を変えていくと言って、民間に移すと言っているわけですから、どちらが所有していてもとにかく遠くなるということを行っているわけですよ、商店街の後ろ出かけたところ。西口なんか駅で電車に乗っていく人はいいかもしれませんが、長い時間電車に乗る人が1時間100円のところに止めるとは思いませんので、やっぱりお買物の人とか、そういう人たちは多いのですけれども。

あと、市営駐輪場でいうと、今お買物してくれればそれなりに安く、ただで借りれると、お店が出してくれて、そういう場合もあると思うのですけれども、そこら辺も含めて商店の合意がちゃんと得られているのですか。どういう説明を個別の商店にはしているのでしょうか。

(委員長) 菅野委員に申し上げます。

駐輪場と今言いましたが、文言の整理をしていただいて質疑願います。

(菅野) 市営駐車場。それぞれ今利用している商店にはどのように説明をして、どれぐらいの割合で合意が得られているのか、中山道の商店街なり、そこをお聞きしたいと思います。

(商工観光課長) 個別に商店の方に今回の駐車場についての廃止につい

てご説明というのは特にしてはおりません。

以上です。

（環境経済部長）今回の駐車場廃止に関しましては、まず商工会のほうにどんな状況なのかということをお聞きしている。それと、本会議のほうの質疑でもお話ししましたけれども、駅周辺の商店をやられている方に聞いている。また、ほかの民間の駐車場を運営されている方に聞いているということの判断で、最大の判断は利用数、特に無料の駐車をされている方が物すごく少なくなっている。10年前に比べると6割以上の減数になっているわけです。その辺を考慮して、一定の利用というのが、役目というのが終わったという判断で今回の廃止を決めております。そういう面では、直接利用者に聞いているところではございません。ただ、今回の議決をもってその利用されている方、特にパーキング・こうのすにおいては有料の駐車券を買われている方というのがお見えになるのです。その方に関しては、利用者ということがはっきりと確定できるわけです。ほかは不特定多数の方が利用されているので、なかなかどんな方が利用されているか分からないわけですが、その方を中心に廃止の、こういう理由でということでお話をしていきたいというふうに考えております。

また、1時間の無料のところをやはりそういう利便性があると、2万台ぐらいという、三十何%落ちているわけですが、その中でもやはりそこを近くて便利に使われている方が少しお見えになるわけですから、その方たちもすぐなくなってどうのこうのということではなかなか難しいところもあるので、そういった人たちを少しでも助けるというか、その無料部分を補完できるようなものを来年度予算に向けて計上していきたいというふうに考えております。その辺もその辺の利用者の方にはご説明をしていくという考えでございます。

以上です。

（菅野）今の部長の言い分だと、来年というのは、だから1年間だけはいわゆる無料で使っている人に理解を得られるために市が無料で引き継ぎ、提供していくと、そういうことなのですか。

(環境経済部長) どんな方法でそういった人たちを救うというのはまだはっきり、来年度予算の編成に向けてですので、決まっていませんけれども、一つの案としては周りに多くできた民間駐車場の例えば1時間の無料券というものを配るといふうなことができればいいのではないかなというふうには考えております。

以上です。

(菅野) 今、市が1時間100円だというのがやはり基本になって、ほかの駐車場の料金にもなっていると思うのです、使うほうにして見ると。そうすると、全部民間になってしまうと、1時間200円に上げれば一斉に200円に上げて何にもほかに比べられることないのです。そういうことになって、結局は駐車場料金の値上げが民間主導で行われるということが懸念されると思うのですけれども、利用している人も市がやっているから100円で、ほかがやると200円に上がるのではないのとかって、そういう声も聞かれるのですけれども、そういう懸念ってないでしょうか。まさか後で金銭についてどうこうは言えませぬよね、市がね。そこら辺はどうなのでしょう、そういう声は。

(環境経済部長) もともと駐車場は市が先に行って、設置してきたわけです。その中で、時代とともに民間の個人の所有の土地を有効活用するというようなことで民間の駐車場ができてきているわけです。その料金体系というの、鴻巣よりちょっと安かったりとか、月ぎめに関しては鴻巣のほうがちょっと高かったりしているわけですが、その辺では民間が駐車場経営ということをやっているということで、市がどうしても駐車場をやっていかなくては行けないという時代がちょっと終わったのかなというところがあると思います。駐車場経営の方にちょっとお話を聞くと、いや、その人たちが自分たちで造ったので勝手といえれば勝手なのですけれども、結構飽和状態にあると。民間がいっぱい増えてきて、空いているところがあるということです、止めないで。そういうようなことを考えると、民営圧迫というところもあるので、市としては一定の時期が終わったのかなというふうには考えております。

以上です。

(永沼) 議案の提案説明では、両駐車場ともに入出庫機器が更新時期を迎え、主要台数に比して多額の費用を見込まれるという説明がありました。入出庫機器更新にお幾らかかるのか伺います。

(商工観光課長) 現在、今ご質問あったとおり、両駐車場とも入出庫機器が更新時期を迎えております。そこで、現在購入するということと金額が負担が大きいというところで、5年リースという場合で金額のほうをいただいております。パーキング・こうのすのほうの入出庫機器につきましては872万2,000円、鴻巣駅西口につきましては447万3,000円という形で、5年リースということにいただいているところです。以上です。

(永沼) 5年リースというのは、5年間の更新というふうに、リースの更新ではなく機械の更新というのは何年間なのでしょう。

(商工観光課長) 一般的には5年程度というふうに、それが一つの目安というふうに業者のほうからも聞いております。現在使用しているパーキング・こうのすのほうの機器につきましては、平成25年の7月から、西口につきましては平成21年8月に入替えを行っておりますので、既にもう5年のリースは切れているところで、早急に交換ということで業者のほうから提案をいただいたところです。

以上です。

(永沼) 鴻巣市営駐車場パーキング・こうのすの月ぎめ駐車場として利用されている人など、廃止の周知はどのように行っていくのか、いつから行っていくのか伺います。

(商工観光課長) まず、月ぎめ駐車場の方につきましては、現在指定管理者でありますサイカパーキング株式会社を通じまして個別に郵送等で廃止についてお知らせをするということでございます。あわせて、現場のほうに看板設置等も併せて考えているところです。時期につきましては、議会終了後、12月の15日ですか、そちらに周知のほうを早々に送っていただくように業者のほうにはお願いしているところです。

以上です。

(永沼) 広報とか、ホームページとか、そちらのほうの周知はされるの

でしょうか。

(商工観光課長) ご指摘のとおり、広報等も通じて周知のほうには努めてまいり予定でおります。

以上です。

(永沼) 両駐車場とも監視カメラが設置されておりますが、防犯だとかの抑止力があると思いますので、利用を継続するのか、継続しないのか、その辺を伺います。

(商工観光課長) 駐車場廃止に伴いまして、設置されているカメラにつきましても、駐車場を監視するような目的で設置されているものでございますので、廃止とともに撤去するということになっております。もともとあちらのカメラにつきましても市のものではなくて、指定管理者のほうで設置した経緯もございますので、廃止とともに撤去するということになっております。

以上です。

(永沼) 西口駐車場のほうは、駅前でもあり、大切な防犯カメラだと思いますけれども、その辺はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

(ちょっと聞こえなかったもので、もう一度
お願いできますかの声あり)

(永沼) 西口駐車場のほうは、市の施設でもあり、そちらのほうの防犯カメラも撤去してしまうということをご答弁されましたけれども、防犯上すごく大事なものだとは思いますが、その辺の検討というのはどのように行われていますか。

(商工観光課長) 先ほど申しましたとおりなのですが、西口の駐車場カメラにつきましても駐車場をあくまでも管理するというところのカメラになっておりますので、どこまで実際防犯上、撮影の範囲があるかどうかもちょうと把握していないところはあるのですが、そちらについて撤去するというところで、特に今後のことについては考えておりません。

以上です。

(永沼) 西口駐車場の今後の使い方というか、それを伺います。

(商工観光課長) 西口のほうにつきましても、今回機械のほうを撤去す

るということで、普通財産に戻りますので、その後の利用については今後の検討課題というふうに思っております。

以上です。

(永沼) 次に、指定管理者である鴻巣市営駐車場パーキング・こうのす、このサイカパーキング株式会社とは令和3年3月31日までの指定管理になりますけれども、廃止する意向を既にもう伝えてあるということでしょうか。

(商工観光課長) サイカパーキングさんには、9月の下旬頃でしょうか、そちらについてご相談させていただいて、廃止の方向で今考えているというふうにお伝えはしてあります。

以上です。

(野本) 前任者と重なるところは省いていきますので、質疑をいたします。

まず、市営駐車場が今3か所ありますけれども、1時間無料というふうになっているそのメリットを市民が受けているわけですが、それぞれの1時間無料という金額が、1時間を金額に計算するとどのくらいの市民への還元となるのか伺います。

(商工観光課長) 市営駐車場1時間無料の相当金額ということですが、令和元年度で225万3,500円の間額となっております。

以上です。

(野本) これは、ほかの市営駐車場の額と比べるとどんな状況でしょうか。ほかというのは、ほかの市営駐車場。だから、エルミのところにもある駐車場ですよ。これ後でも……

(商工観光課長) すみません。エルミのほうの数字を今手元にご用意しておりませんでしたので、ちょっとそちらの比較、数字については後で答えさせていただきます。

(野本) 議運で請求した資料で周辺の民間駐車場の表が出ていますけれども、このパーキング・こうのすのそのものの代替となるような駐車場は幾つぐらいあるというふうに考えているのでしょうか。今後の対策の部分ですが。

(商工観光課長) 周辺、こちらで把握しているだけでも民間駐車場が大体12か所ございます。その数だけで1,052台ございますので、十分代替となり得るというふうに考えております。

以上です。

(野本) 廃止後の対策として先ほど答弁がありましたけれども、先ほどもパーキング・こうのすの市民が受けている恩恵といいますか、225万3,500円というものがこの周辺で生かされるようにできるのが一番いいのではないかというふうに思いますけれども、無料券の出し方、要するに周辺の商店ですとか、そういうものへの出し方については具体的にどのようなことになるのでしょうか。

(商工観光課長) 来年度以降の対応ということによろしいのでしょうか。先ほど、うちの部長のほうも答えたとおり、来年度以降の課題ということで一番考えておるところです。幾つか方法としてはあるかなと思っております。商工会を通じてお配りするというのも一つの方法でございますし、それぞれの商店の方から個別に、ちょっと大変ですけども、申請していただくということも方法としては考えられるというところで、そこが一番の来年度以降の課題というふうに理解しているところです。以上です。

(野本) 分かりました。

次に、西口駐車場のことについてですけども、跡地の利用については議案質疑のときに民間から利用したいという問合せもあるというふうなことがありましたが、駐車場として今後も継続していくこともあるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(商工観光課長) 財産として、普通財産ということで我々の手からちょっと一回離れてしまうところもございますので、正直言ってどのような活用になるかというのは、市全体というか、そちらの課題というところは理解しておるところですが、今委員さん言われたように、駐車場としてあそこ、やはり西口で一等地、駅降りて雨にぬれないで利用できるというところも含めて、民間の駐車場からそのような申出等、今後も駐車場として利用するような話も出ておりますので、そちらについては今後

また来年度以降の検討かなというふうに理解しているところです。

以上です。

(野本) 分かりました。

最後に、これはちょっと考え方がどうなのかというのを聞くのですけれども、もし民間が駐車場として活用することになった場合はまた商工観光課の所管になるものなのかどうか伺いたいのですけれども。

(商工観光課長) すみません。休憩というか、ちょっと止めていただいで。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 4 4 分)



(開議 午前 9 時 4 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(商工観光課長) 普通財産に戻るというところで、今後どうなるかというのは正直言って何とも言えないところです。今現在、普通財産というところでなれば、所管は商工観光課ではないというふうに理解しております。

以上です。

(大塚) それでは、パーキング・こうのすに関連して最初に伺いたいののは、今回議案として上程されているということは、いわゆる廃止に向けた地権者とのやり取りが行われているのが一般的だと思います。先ほど答弁の中で、管理をしているサイカパーキングについては9月頃という答弁でありました。改めて伺いますが、地権者の意向と伺いますか、考え方、捉え方、それらについてはいつ頃からやり取りをしているのか、またその中で地権者の思いはどのように捉えているのか、これを伺います。

(商工観光課長) パーキング・こうのすの地権者の方とは、9月、8月ぐらいだったでしょうか、実際にこちらの市の意向をお伝えさせていただきまして、理解していただいたというところがございます。あわせて、地権者の意向というところがございますが、パーキング・こうのすにつ

きましては地権者の方が間に仲介の不動産屋さん入れておまして、直接お話というのはしていないところなのですが、今までありがとうございましたというようなことで感謝の意を伝えていただいたところでございます。

以上です。

（大塚）長い間借りていたわけですので、その意を伝えたというのは当然の行為かなと思いますが、もう一つ気になる点と申しますと、今まで車を置くための場所、土地でありました。この場所についての現在の地目、どのような表示になっているのか、それはいかがでしょうか。

（商工観光課長）パーキング・こうのすの地目でございますけれども、あそこは宅地になっております。

以上です。

（大塚）そうなってくると、駐車場をやめるということになると、宅地である以上、あらゆるいわゆる利活用と申しますか、今後考えられると思うのですが、ただ、今まで車を止める、出すだけの場所がややもするといろんな使い方、用途によってさま変わりしてしまう可能性も十分考えられると思います。近隣の方にとしてみると、車の出入りですので当然音はすると思うのですが、それがあまり乱雑にさま変わりしてしまうとという心配も考えられます。

そこで、もし分かればということで、駐車場を今回をもって廃止ということになった後、地権者なのか、あるいは不動産業者なのかはいずれにしても、今後どのような使い方をする見込みなのか、それらについては情報はおありでしょうか。

（商工観光課長）あちらを管理されている仲介業者の不動産屋さんの方からお話伺ったところだと、今後も有効活用ということを考える中で、やはり中山道に面した一等地でもございますし、今後検討していくと。具体的にはまだ今後有効活用するための検討をしていくということで、何に使うというようなお話というのはいただいているところではございません。

以上です。

（大塚）その後、市の依頼を受けての駐車場の業務と申しますか、駐車

場として使っていたのですが、本会議でも一部指摘があった、例えば近隣の商業施設はもちろんのこと、あの近くに人が集まる行為、学校も含めてですけれども、そういったときには結構重宝に使っているのだという現状といたしますか、そういう意見もありました。仮に市の関わる駐車場として使うのが今回で最後ということになった場合、それでもすぐのすぐには次の手、一手というわけにはいかないと思うのです。その間何らかの形で車を置くことが可能な場合、市としては一時的に借入れをお願いするとか、置かせてくださいというような要望をするとか、そういったこともあり得るのでしょうか。それはどうでしょうか。

（商工観光課長）正直言いますと、そちらについては検討していない事項ですので、そのような状況等があればまた検討する課題かなというふうには思っております。

以上です。

（大塚）終わります。

（金子）西口駐車場のことにだけ限ってご質問をさせていただきます。西口は黒字だという理解ですが、それでよろしいでしょうか。

（商工観光課長）西口につきましては、黒字ということになっております。

（金子）先ほど永沼委員からあった監視カメラの件なのですけれども、議運で請求した資料の中を見ると過去に実施した改修工事实績ということで28年に監視カメラを新設をしているわけなのですけれども、これは市のお金から出ているものなのかどうかお伺いします。

（商工観光課長）西口の監視カメラにつきましても、サイカパーキングさんが設置したというふうに伺っていますので、こちらは市で出していないと思います。

（金子）それで理解しました。これが市が出したお金だと業者が持って行ってしまうというのはおかしいなと思ったのですけれども、そういうことであれば分かりました。

西口の、先ほどから今後の話でまだ来年以降のどうなっていくか分からないよということなのですけれども、割と大きな300万円ぐらいでした

か、が毎年黒字であるというのは、とても今コロナで財政もだんだん絞られていく中で重要な収入源ではないのかなと思うのですけれども、その点についていかがお考えでしょうか。

（商工観光課長）今300万という話がありましたが、西口については約200万ちょっとぐらいだと思います、黒字につきましては。そうすると、今黒字ということで、今後西口につきましてはおっしゃるとおり大変有効な財源というようなことも数字で見ると理解できると思いますけれども、今後のリースの費用対効果を今後につきましては、ちょっとうちではなくて、普通財産に戻るとということで、今後も駐車場として使うのかどうかというのはまた検討課題というふうに考えているところです。以上です。

（金子）今費用対効果という話があったかと思うのですが、先ほどの答弁の中で西口に関しては機器のリースが5年間で447万ということなので、200万ぐらいの黒が出ているのだったら2年で取り返せると。3年目以降は、そのほかにもお金がかかってくるのであれなのですが、割と回収は容易にできるものではないのかなと思っておりまして。一旦こういうことになりましたので、今後も前向きなお話があるというところで理解をしていきたいなと思うのですけれども、ぜひ一回廃止をして全部、次リースで、借り換えなくてはいけないので、どちらにしろ工事は入るのだとは思いますが、例えばあの地を半年とか1年とか放置していただきたくないと思っているのです。なので、来年度以降の話だということで、所管がほかに移るということではありますけれども、今回の議案がどうなるか次第ですが、どうにかなった場合にぜひ、引継ぎ事項といえますか、早急に来年度予算の編成時期でもあるとは思いますが、引継ぎ事項として早めにどう利用をするのか今年中に決めていただいて、来年度の予算の編成のときぐらいにはもう方向性等出せるような引継ぎを強くしていただきたいと思いますが、その点についていかがでしょう。

（商工観光課長）土地につきましては、やはり一等地ということで、今後も有効活用したいと市としても考えておりますので、今後次の引継ぎにつきましては有効活用していただくように強くお話をさせていただきます。

たいと思います。

以上です。

(金子) 以上で。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 駐車場につきましては、市民の皆さんの利便のためにとということで、政策の一環で2つの駐車場が市で運営されてきていると思うのです。これから高齢化社会が進む中、車への依存というのはますます増えていくと思うのです、高齢者の増える中ね。

それと、商店街にしましても、まずは少しでも暮らしの糧になる市の事業の一つがこの駐車場であると思いますので、引き続き市が継続してしかるべきだと思います。

ですから、廃止をすることには反対をします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第100号 鴻巣市駐車場条例を廃止する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時57分)



(開議 午前10時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

(商工観光課長) 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

こちらは、鴻巣市産業観光館の指定管理を指定するものです。一般財団法人鴻巣市観光協会を指定管理者として、令和3年4月1日から令和8年3月の31日までの期間指定するというものです。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について質問いたします。

この議案の資料のほうなのですが、17ページに鴻巣市産業観光館の指定管理者候補者の選定結果というのがあります。合計で70.90ということなのですが、5年前の選定結果は幾つだったのか、まずお聞きしたいと思います。

(商工観光課長) 5年前の選定結果でございますけれども、200点中180点ということでございます。

以上です。

(永沼) 点数配分の仕方が変更になっているので、具体的なことはお聞きできないと思いますが、200点のうちの180点と100点のうちの70.9では少し率的に今回のほうが下がっているような気がするのですが、この辺の選定結果で下がった理由というのは何か伺います。

(商工観光課長) 具体的に審査項目ですとか、その辺の5年前の基準と変わっているところがございます。今回の指定管理者の選定に当たっては、平成30年3月の当時の総合政策課において過年度の執行状況を整理した上で策定した指定管理者制度運用ガイドラインに沿って実施しているというところでございます。5年前までは、それ以前のガイドライン

というのは個別に存在していたところで、その辺で点数、前回は200点だったところが今回は100点満点になったというようなところでございます。

あとは、下がった理由としましては、5年前と先ほど言いましたように、選定の基準ですとか、その辺の項目等を見直しを行う中、個別に評価するというのはなかなか難しいところではございます。

以上です。

(永沼) そうしますと、あと今回の100点中70.90の中の、特に私が注目したいのが施設の設置目的の達成に向けた取組というのとサービス向上に向けた取組というのがそれぞれ9点台というか、9.6と9.8ということになっていますけれども、これについてもう少し向上できるような余地というのがあるのかどうか、市からの指導によりとか、そういった取組によってもう少し大きく向上できるかどうか伺います。

(商工観光課長) 今回の指定管理者の候補者から提案していただいた提案について、正直言って物足りないところも含めて点数に反映したところが正直あるのかなとは思っております。その中で、審査するほうとして今後の新たな講座の取組ですとか、施設の会議室等の有効利用等を強く求める中で、併せてインスタグラムですとか、SNS等を通じた積極的な市内外への広報について努める中で、その辺を強く有効活用していただくようお願いしたというところでございます。

以上です。

(野本) では、議案第101号について質問をいたします。

市の公の施設ということで、指定管理者が管理をしているところは何年かに1度ずつ監査が入っていると思うのですがけれども、それがいつだったのかちょっと私も把握はしていないのですがけれども、監査の評価の点についてどのような評価になっているのかということ伺いたしたいと思います。

(商工観光課長) 監査の評価というところでございますが、地方自治法第199条第7項に規定する財政援助団体等に対する監査につきましては、これまで正直言って実施していないというところでございます。

以上です。

（野本）監査の対象にはなっているけれども、まだ実施していないというものの考え方でよろしいのでしょうか。

（商工観光課長）おっしゃるとおりです。

（野本）そうしましたら、観光という部分では当然、市も商工観光課ですので、密接な連携が、例えば商工会との連携とかよく聞きますけれども、必要だと思います。この選定の結果の評価が出ていますけれども、市との連携についてはちょっとここからどれがそれに当たるのかというのが分かりにくいのですけれども、どういう状況でしょうか。

（商工観光課長）市との連携ということで、鴻巣市観光協会につきましては市内外のイベントにつきまして鴻巣市、観光協会ともに一緒になって参加してPRをさせていただいているところです。また、観光協会の中に四つの部会がございますので、そちらのほうに市が部会の会議等に積極的に参加する中で情報収集や情報交換等も併せて行っているというところがございます。

以上です。

（菅野）たしか決算で反対した気がするのですがけれども、ちょっと資料を置いてきて。具体的にコロナの影響があるのか、観光というところのをまず感じるのと、それからあそこへ行く道筋まで中山道と……

（何事か声あり）

（菅野）1個だけでした。

（商工観光課長）正直言って、来館者が減少傾向というところで、コロナの影響というのは出ているというふうには感じております。

以上です。

（菅野）そもそも私なんかが言っているのは、観光協会というのが人形町の、しかも駅から歩いていかなければいけないという、そこだけが1つだけしかないわけですよ。人形屋さんがあるといたって、観光協会ではないですからね。あと、収支を合わせるために売っているものもありますよね。売って収支を合わせるというものもあるわけで、大変戦略が問われると思うのですがけれども。市もお金を出しているわけですか

ら。市も造るときも反対したのですよね。何である場所なのだと、古い人形屋さんを救助するためではないかって論戦したわけですけども、中山道と線路の間の道を全部観光協会まで、何化というのですか、ブロックのような道路をきっちり整備しましたよね。それと、中山道を挟んだ、前にもさらに駐車場を広げましたよね。多大な資金投下をしているのですが、なかなか場所的なものがまずあるのではないかなと思うのです。観光協会なんていうものは大抵、いわゆるまちの大通りの真ん中とか、あと交通の便のいいところに、どこ行ってもあると思うのですけれども、あそこへ造ったの自体が大変難しい選択をしたのだと思うのですけれども、場所を広げたり、コロナ禍の下でと言われても、実際にではどういう努力をしてそれなりの、1点でも2点でもこういう成果が出たというのが、今回この点数も70.90と大変低くなっているわけで、そういうのに反映しているのかということをお聞きしたいと思います。

（商工観光課長）あちらの場所に設置した云々というのは、今ちょっと過去のどういう議論がされたのか承知していないところもあるのであれなのですけれども、コロナの影響で来館者が減っているというところで、実際あそこのほうでいろんなお土産品とか販売等をしておりますが、そちらについて今後さらに販路を拡大するように観光協会のほうで努力されるというようなお話も伺っていますし、市と観光協会のほうで一緒になって、今後まああそこの発展について努めていきたいところだというふうには感じているところです。

（環境経済部長）観光協会が実際ひなの里、産業観光館のほうに入って管理をしているということで、今何であれだったのかなと言われてもなかなか難しいところもあるのですけれども、1つには鴻巣市は花と人形のまちと言われる中で、日本の中でも人形町をつくところが2か所しかないというような中で、人形の文化を伝えていくという面ではいい場所にあるのではないかなというふうには考えております。

そして、駐車場、前にあるのは買ったのではなくて借りているので、財産を増やしていることではございません。利便性を高めるということで借りているということです。

それと、中山道と並行しているあの道路、あそこからアクセスをしていくということで、鴻巣にとっては、あそこにはなかなか新しい店ができてきているとかというようなことを考えると、あそこをそういったインターロッキング的な舗装をして人形町まで行く、そこを歩いていかれる方の観光的な部分というのは十分効果が上がっているのではないかなというふうに思います。

あとは、産業観光館自体をもう少し活性化していくということはやはり努力が必要なのかなということはあるかもしれませんが、一定の観光のPR、特にこれから始まるびっくりひな祭りに関してはメイン会場と花久の里、そしてひなの里という3会場を巡っているということで、鴻巣市の魅力を十分に発揮できるところになっているのではないかなというふうには考えております。

以上です。

(菅野) びっくりひな祭りなんかはどこで有名かといったら、エルミではないですか。エルミに、きーっと建つから有名なのであって、それ以外の場所はそんなおいそれと行ける場所にはないわけですから、それと産業観光館とはあまり関係ない気がしますけれども。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時28分)

————— ◇ —————

(開議 午前10時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(大塚) 今回提案されている内容は、産業観光館はいかがなものかではなくて、そこを指定する指定責任についての議案ということを理解しておりますので、それに基づいて何点か伺いたいと思います。

まず、1点目ではありますが、今回提案されている内容、相手先と申しますか、指定先が観光協会であります。具体的に複数年ここを管理しているわけですが、管理している中で具体的にどのようなメリットを感じているのか、あるいはメリットがあったのか、これについてはいか

がでしょうか。

（商工観光課長）一般財団法人鴻巣市観光協会、当初の設置目的につきましては、鴻巣市の観光事業の健全な発達と振興を図り、地域産業の発展に寄与し、併せて市民の生活、文化及び経済の向上に貢献することを目的とし、構成員に主要商業、観光産業の担当者が連なる官民連携による市の観光事業の活性化を目指して平成24年設立されたという公共性の高い法人となっております。その中で、他方メリットというか、観光協会が、鴻巣市産業観光館としましては、伝統工芸品等の収集、保管、展示というのが市民に利用を供すること、また本市の商工業及び観光の振興を目的として設置された施設であるというところから、その辺について積極的に日常からPRしていただいているというようなところでございます。また、このように法人の設立目的、役割と施設の設置目的、役割、機能が密接であることから、法人の施設と有機的に結びつけ、市民との連携、協力、協調の仕組みを活用した運営を行うことは効率的かつ安定的な施設が組織運営に資するものということはあるというふうに考えまして、それが双方にとってメリットが一番大きいというふうに考えているところでございます。

以上です。

（大塚）そうしますと、観光協会の持っている本来なすべきことと申しますか、事業というのがあるわけですか。私たちに配付していただいた資料、タイトルが「定例会における議案資料」がありまして、その16ページに観光協会の主な内容が示されております。1つ確認方々伺いたいのですが、主な事業内容というのが6項目出ております。この事業内容自体は、観光協会が一般的に行っていくべき、あるいは目標とする事業が示されていると理解をしておりますが、あえてこの産業観光館に関わる部分で、ここの番号でいうところの6番、物販及び飲食に関するという内容になっておりますが、そこで以前何か聞き及んだ気もするのですが、この産業観光館の中で飲食に関する実績、これについては過去あるのか、また今後それらを展開するような見込み等があるのか、この点はいかがでしょうか。

(商工観光課長) 現在、一般社団法人鴻巣市観光協会では、飲食物としてコーヒーと夏季限定でかき氷等を販売しているというところがございます。近年では、コンビニエンスストアで気軽にコーヒーが購入できるようになった影響が大きくて、飲食物の売上げが決算額に占める割合がかなり低くなっているということで、販売収入のほとんどが川幅うどん等の物販の売上げというふうに聞いております。

以上です。

(大塚) 先ほど担当部長のほうから答弁があった内容を用いますが、いわゆる例えばびっくりひなまつりに関しての答弁があって、3つのエリアがあって、それぞれ特徴があるのだという話でありました。とりわけ産業観光館については、そこに来てもらって歴史なりそういったものを感じてもらおうという目的があるという答弁だったと思います。そうすると、当然通りすがりでぱっと来てぱっと帰るのではなくて、多少なりともある程度の時間帯を示し、そこに滞在をしてもらう、とどまってもらうということが必要になると思います。今コロナ禍の中で新しい生活スタイルがいろんなところで叫ばれておりますが、その滞在をしてもらうという観点では、やはり多少なりともほかにはないような、ある部分特化したような飲食の提供というのも当然一つの手段かなと私は思います。今後それらについて、これから改めて指定をするわけですが、担当課として、市としてそこら辺できれば力を注いでもらえるような、そういったこちらからの提言といたしますか、それは可能なかどうか、それに対する考えはいかがでしょうか。

(商工観光課長) やはり観光の中で胃袋をつかむというのがかなり物すごく重要なところがございますし、飲食を行うことによって長時間こちらに滞在していただくというところと、やはりまちのにぎわいというのが目に見えて見えるというところがやっぱり飲食って重要だというふうに考えております。今後観光協会にその辺強くまた改めて提言のほうをしながら行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

(大塚) 終わります。

(金子) それでは、数点お伺いをいたします。

まず、継続の経緯ということで、指定管理者そのまま観光協会ということになるかと思うのですけれども、過去5年間まずやっていただいたというところもあるかと思うのですが、それに対して今回継続をされたということですので、市としてどのようにあの場所でさらに観光協会がやってきたことについて評価をしているのかどうか、改めてお伺いをします。

(商工観光課長) 先ほど部長が言われましたように、あちらの施設につきましてはやはり日本で人形町という地名が2か所しかない、なおかつ人形町という町名の中で人形店があるのは鴻巣だけだというふうに伺っております。鴻巣の主力産業であるひな人形のPR等をする施設、場所としてあそこはまずふさわしいというのがまず1つあるのかなというところで、あちらについて先ほどひな人形の伝統文化ですとか、いろんな情報発信するということでも、あの場所でやはり観光の先頭部隊と立つ観光協会があちらでやっていただくということが一番のやはりメリット、市としてもあちらでびっくりひなまつりも含めていろんな観光をやっていただいているというところが一番のメリットと考えているというところがございます。

(金子) 今回新たに5年間継続をすることだとは思いますが、先ほども答弁されていた部分はあるのですが、今後のミッション、何を、具体的にどういったことを観光協会にあの場所でやっていただきたいか。先ほどの答弁の中で少し求めていたものとちょっと不足分があるようなのがあったと思うのですけれども、そこはどういったものなのかも含めて今後どういったミッションを課していきたいのかお伺いをいたします。

(商工観光課長) 今後の課題としましては、やはり今コロナの関係がありまして、新しい生活様式に対応したおもてなしですとか観光の在り方等を模索し、提案していくことが今後重要になっていくのかなというふうに考えているところです。その中で、観光産業は国の内外を問わず大変厳しい状況に直面しているところではございますけれども、一方では

地元や近隣へのマイクロツーリズムが見直されるなど、埋もれていた需要が再発見されているというようなところもございます。鴻巣の魅力を改めて発見する中、新しい、既存のものも含めて再検討する中でさらに鴻巣の魅力を高めていく中で、今後観光協会のほうに指定管理者として市内外にPR等を強くしていただければというふうに思っております。それにつきましては、今現在観光協会ですとか、この間商工と一緒にやってましたこのすぐるめ応援隊の中のエール飯というところで、あちらにつきましては積極的に観光協会のほうでPRしていただいているところがございますので、さらにそちらのSNSの活用等を強く強化する中で、逆に言えば課題も多いというところを感じているところがございますので、そちらについて力を入れていただくというようなところで市として提案をしていきたいと思っております。

以上です。

（環境経済部長）観光協会と鴻巣市の商工観光課は、一体で観光のほうを進めております。そういった中で、観光協会が今回で3期目の指定管理ということになる中で、そういう面では鴻巣市としても情報の発信力というのがすごく弱いのではないかなということを考えております。特に情報を発信するには当然その情報源というものが、もう基というものがしっかりしていないと走ってもなかなか集客はできないわけですが、ちょっと商工観光課長と今、新たなる今の商工観光課と観光協会です。いろいろ話しているのは、例えば岩槻の人形の博物館、ああいったところとしっかりと協力を結んで、お互いが伸びるような案を出す、今回のびっくりひなまつりでも岩槻のほうとは連携をしてやっていこうというようなことがある、そういったものであるとか、あそこにある蔵をどうして、どう利用できるのかというのが長年の課題でもございます。そういったものもしっかりと市のほうから観光協会をより動かして、より活性化できるというようにしていきたいなというふうには考えております。

以上です。

(金子) 今部長、課長から答弁があったように、私も何度か行って、見ると本当にひな祭りの、なぜ鴻巣で発展してきたのかという長い年表と説明図とか、あと徳川家康が御殿で来たのだよというびょうぶですとか、文化的にとっても興味深く、重要なものが置いてあるなどは思っていて、知っていれば行くのですけれども、知らなければ行かないよという、ただすごくもったいないことになっているかなと思っています。今部長おっしゃったように、今後いろんなところと連携してやっていくということなのですが、まさしく情報発信力、発信方法というところが一番の課題ではないかなと思っています。本当に今観光協会の方、インスタすごく上げていただいているのを私も見ていて、頑張っていると思うのですが、それに対して市がどうやって協力していくか、その部分が足りていないのではないのかなとすごく思っていて、市のほうがフォロー、アカウント数多いので、その多いアカウント数を使ってどうあっちの情報にリーチさせていくのか。あと、すみません、もう一個確認したいのが、ツイッターでもやっているの、あれは観光協会ではないのでしたっけ。このすまち広場みたいな、何か。

(このす応援団の声あり)

(金子) いや、応援団というアカウントではない、多分。ちょっと今いじっては駄目なのか。では、ちょっとそこを答弁ください。休憩してもいいですけれども。

(何事か声あり)

(金子) 情報発信について市がどう協力していくのかと、あとまち広場は観光協会でしたっけという質問で。

(商工観光課長) 今ご指摘のとおり、市からの協力、連携というのがその部分で今まで足りていなかったところというのも承知しております、担当のほうに積極的にそちらについてはリツイートとかいろいろあると思うのですけれども、そういった形で拡散するように指示はしているところで、今後の課題というところで捉えているところです。

あわせて、このす広場につきましては、商工会でよろしいのですよね。鴻巣市の商工会のほうの主となってやっているところというふうに承知

しております。

以上です。

(金子) ツイッターは商工、多分観光協会も何個か持っているのかな。ツイッターもやっているのですよね。含めて商工会も同じ観光ということではいけばいろいろ動いてきているのかなと思っていて、担当のほうには今後しっかりやるようにというところを言われていると思うのですが、インスタはリツイート機能ないので難しいのですが、ツイッターはリツイート機能があるのです。ただ、これは皆さんの所管の部署ではないので、秘書課の担当なのであれなのですが、観光する上でリツイート禁止の今要綱になっているのです、鴻巣市の秘書課というのは。なので、あっちに言ってくれって話かもしれないのですが、皆さんからそれは観光に本当に必要だと、市が今四千何ぼフォロワー数がいる中で、商工会とかほかのは数百とかです。でも、一生懸命更新してくれているのを私見ているので、そのリツイートのある程度市が協力しているところはやってもいいのではないかというような提言を担当課の皆さんから秘書課のほうにさせていただくというのは重要ではないかなと思うのですが、その点に関していかがでしょうか。

(商工観光課長) ご指摘いただきましたので、そちらについては前向きに検討したいと思っております。

以上です。

(金子) 以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 決算でも反対したのですけれども、要するに鴻巣市産業観光館が市役所も含めて3期目の今回指定管理ということですのでけれども、事業をしているということです。それで観光協会の評価点が70.90というのはあまりに低いと思うのです。もともと民間の一つのお店だったところを

何とかしてくれというのでこういう施設を造ったわけですから、いっそ民間の事業者もこの対象者に入れて、観光協会だけならもう決まり切ったことですから、どんなに点数が低くてもいいということになってしまうわけですから、そういうことも含めてやるほうが市の入札のやり方として正しいのではないかなと思います。観光業者がいろんな分野から鴻巣市の発展に尽力するということは、できる会社というのはあると思いますので、この何が何でこの観光協会に頼むというやり方を観光協会の体質も含めて、改善も含めてやられたとは思えない点数ですので、市のやり方を何らかの形で今後変えるべきであるという点を指摘して反対をします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

初めに、議案第102号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第9号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(永沼) 議案第102号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第9号)について質問いたします。

初めに、28、29ページからお願いします。上のほうの段、自治振興課、公共交通維持事業の関係ですけれども、乗合タクシー登録者に乗車チケ

ット、300円チケットを2枚登録者に郵送するというごさいますが、対象者人数、いつ時点の登録者を対象人数とするのか伺います。

(自治振興課長) 令和3年3月12日までの登録者約1万人を想定しております。

以上でございます。

(永沼) そのチケットについては、使用期限というものはあるのかどうか伺います。

(自治振興課長) あります。令和3年3月31日乗車分までが使用期限となります。

以上です。

(永沼) ……12月時点の対象人数を把握して、令和3年3月31日期限ということによろしいのでしょうか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時09分)



(開議 午前11時10分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(永沼) 令和3年3月12日登録者の1万人程度というお話と、あと使用期限が令和3年3月31日ということで、期間的にはかなり短いのですが、これで利用者というのがこの期間でかなり利用するというふうを考えていらっしゃるのかどうか。

(自治振興課長) まず、12月28日時点の登録者に対しては、1月中旬を目途にチケットを一斉郵送いたします。また、12月29日から3月12日までの登録をいただいた方については、自治振興課の窓口での交付や郵送で対応いたします。

以上でございます。

(永沼) 分かりました。第1段階、第2段階があるというのは分かりました。

それで、このチケットなのですけれども、ご夫婦の方が登録されていて、

それを1世帯1つの封筒に4枚を入れてお送りするという形になるのでしょうか。

(自治振興課長) 夫、妻それぞれに郵送いたします。世帯主宛てでは送られません。個人宛てに郵送することで、登録していることの周知も兼ねています。

以上でございます。

(永沼) 分かりました。

このチケットによる乗合タクシーの利用者数の分析とか検証などを行う予定を伺います。

(自治振興課長) 利用が大幅に落ち込んでおります。当初の想定した月間2,000人の利用に近づけるために今回新規の利用者を増やすために行うものです。チケットの利用枚数や月間の利用数の増については分析して、今後の運行の検証資料としたいと考えています。

以上でございます。

(永沼) 次に、30、31ページ、戸籍住民基本台帳費庶務事業というのが中段の上の辺りにありますけれども、この印刷製本費なのですが、議案第92号の市章変更によるものというのとは分かりました。その印刷であります。印刷枚数はどのくらい印刷するのか、まずお聞きしたいなというふうに思います。

(市民課副参事) お答えいたします。

こちらについては、印鑑登録証の印刷になります。印鑑登録証発行実績等から4,500枚を作成する予算を計上しております。

(永沼) 古いほうの今までの証明書用改ざん防止用紙というのだそうですけれども、令和3年3月31日にどのくらい残る予定なのか、また残った場合その処分の仕方というのとはどのようにするのか伺います。

(市民課副参事) 証明書用改ざん防止用紙なのですが、1か月当たり約2万枚を使用しております。令和2年10月末現在の在庫数は、9万2,000枚となっております。11月から令和3年3月末までの5か月間で約10万枚の使用を見込んでおりますので、不要在庫を出さないために今年度末までにあと8,000枚の購入を予定しております。残枚数については最

小限と想定しておりますが、残った用紙はシュレッダーで破砕処理いたします。

以上です。

（市民課長）先ほどの補足なのですけれども、万が一残った場合には、偽造防止等の観点ございますので、適正に処分をしまいたいと思います。

以上です。

（永沼）できるだけ残らないようにするという対応をお聞きしましたので、分かりました。

次に、40ページ、41ページでございます。下の段、生物多様性事業で、先ほどのご説明でいきますと捕獲数が予定より増えたということで、今回補正予算で増額するということが分かりました。それで、お聞きします。アライグマの捕獲数とスズメバチ等の駆除数というのは予定よりどのくらい多くなったのかをお聞きします。

（環境課長）永沼委員の質問にお答えいたします。

まず、アライグマの捕獲数ですが、令和元年度におきましては82頭、それとスズメバチ等につきましては207か所になっています。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時16分）

_____ ◇ _____

（開議 午前11時35分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（環境課長）永沼委員の質問にお答えします。

アライグマの捕獲数とスズメバチ等の捕獲数につきまして、今回補正に上げさせていただいた件数につきましては、アライグマでは61頭、スズメバチ等では60件を見込んでおります。

（永沼）令和2年度に入り、何月が何匹、何頭というような時期的な件数を把握しているのかどうかお聞きいたします。

（環境課長）環境課では、アライグマもスズメバチ等も実績は把握して

おりますので、報告させていただきます。

まず、アライグマにつきましては、4月4頭、5月21頭、6月27頭、7月12頭、8月10頭、9月10頭、10月25頭、11月7頭、合計116頭です。続きまして、スズメバチ等の数値になります。4月はゼロです。5月が5件、6月が8件、7月が29件、8月が70件、9月が60件、10月が57件、11月が10件、合計239件になっています。以上です。

(永沼) 月ごとのご報告になりますと、スズメバチ等は夏の暑い時期がやっぱり多いことが分かりました。

それで、次に46、47ページお願いいたします。上の段の渡内糠田排水機場維持管理事業なのですが、基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金は平成27年度から調査設計事務を実施していきまして、平成30年度から工事着手し、今に至っているというふうに私も調べて分かったのですが、これいつまでに終わる事業なのか、想定を伺います。

(農政課長) この工事につきましては、来年度、令和3年度完了予定となっております。以上です。

(永沼) 同じページで、商工観光課のひな人形のまち鴻巣PR促進事業でございますが、びっくりひなまつり補助金は感染症対策経費に対する補助金というふうな説明がありました。メイン会場でイベント等は行わず、展示中心に開催と行政報告にありましたので、ほかに新型コロナウイルス感染症対策はどのようにする計画なのか伺います。

(商工観光課長) 今回計上させていただいていますびっくりひなまつり補助金につきましては、今委員ご指摘のとおり感染症対策ということで、手、指の消毒液、非接触型の体温計、フェースシールド、マスクの購入費として感染症対策という形で計上させていただいております。これらのものをメイン会場、サテライト会場の入り口、受付に消毒液、施設以外のものとして設置するという、施設がもともと設置したもの以外にこちらのほうでご用意するという、併せて来場の際のマスク未着用の方に対して配布等を行ってまいりたいと思っております。また、今回

実際に循環バスについても出すということで、各4か所の停留所にスタッフを配置しまして、検温ですとか手、指消毒の実施等を徹底するというようなことで検討しているところです。また、ボランティアスタッフにつきましては、来場者ご案内の際にマスクの着用、フェースシールドの着用等について徹底するようということで対策を考えております。以上です。

(永沼) 今のご説明で、イベントに対する新型コロナウイルス感染症対策というのがどのように行われているかというのがよく分かりました。次に、同じイベントなのですけれども、さくらまつりの関係なのですけれども、商工会補助事業、商工業振興費補助金、これ3月27日、28日に行われるさくらまつりは会場によって少し対応が違うふうに書かれておりました。ほかに新型コロナウイルス感染症対策はどのように計画しているのか、また市としてどのように指導されているのかお聞きします。

(商工観光課長) 基本的な対策としましては、先ほどの手、指の消毒等については、これはまず基本というふうに考えております。ただ、さくらまつりにつきましては、3会場それぞれ若干催物とかイベント等違いますので、そちらについては各地区の検討委員会というか、そちらがありますので、順次それについて進めているところではあります。ただ、ステージイベントにつきましては、こちらにつきましてはもう中止ということで、こちらのほうでお話をさせていただく中で、ステージについてはやらないというふうに決まっております。また、出店等については、通常の半分を目安ということで募集をかけまして、市内の出店者を優先させて出店させるというようなことをまず考えております。特に県外の出店者等については極力避けていただくような形で、まず市内の事業者の方を優先で出店を半数にするというふうに考えております。また、出店者につきましても同じように各自、どこまで対策できるかというのがありますけれども、密にならないように購入していただくような促しですとか、感染症の対策、同じように手、指の消毒液を用意するなど、そちらについても併せて徹底するようにお話をさせていただいているところです。

以上です。

（永沼）分かりました。

最後に、57、58ページです。危機管理課の災害支援体制整備事業で、防災備蓄センター建築工事でございますが、これが令和3年3月（P37.「11月」に発言訂正）に完成予定というふうになっております。これに対する完成式典をやるのか、やらないのかというのをちょっと伺いたいと思います。

（市民生活部参事兼危機管理課長）防災備蓄センターは、完成は令和3年の11月末を予定しておりまして、令和3年の3月に着工となります。令和3年3月議会におきまして工事請負契約の締結の議決をいただきまして本契約、それで着工とさせていただいて、11月末の完成を目指しております。完成式典につきましては、予定をしておりませんので、来年の12月の議会中に見学をしていただく機会を設定させていただければと思っております。

以上です。

（永沼）先ほど私の質問の訂正をお願いいたします。

先ほど防災備蓄センター建築工事の完成予定日を令和3年3月と言ってしまったので、令和3年11月に訂正よろしくをお願いいたします。

（委員長）ただいま訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（永沼）以上です。

（野本）それでは、議案第102号の補正予算（第9号）、29ページの公共交通維持事業から伺っていきたいと思います。

この公共交通事業ですが、以前はなかった、ひなちゃんタクシーというのが大変好評で、本当に毎月登録者が増えていくような状況でありました。今新しい事業として乗合タクシーということで、なかなか厳しいと

というのはあまり想定していなかったのですが、これは私が思うに新型コロナの感染症の影響なのかなというふうに感じるわけですがけれども、その辺、これまでの成果と、厳しい状況という理由についてどのように考えているのか伺います。

(自治振興課長) まず、利用が伸びていないということなのですが、コロナ感染症があるのですけれども、まず4月以降に市のほうで自治会をはじめ各種団体を介しての説明機会や出前講座、対面で説明できる機会が非常に少なくなりました。広報紙や回覧、ポスター以外の周知がなかなか難しいということで、周知が行き届いていないのがまず現状でございます。

2点目、成果ということなのですが、4月に326人の利用者がありました。10月以降は1,000人を超える利用者があります。また、10月下旬から11月上旬にかけて登録者600人にアンケートを実施いたしまして、その中で93.7%の方が乗合タクシーに満足をしていると、それで98%の方は引き続き利用したいという回答を得ております。ひなちゃんタクシーと比べて運賃が安い、予約ができるということをメリットとして感じている利用者が多いのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

(野本) そうすると、最近になってはその利用は増えてきているというふうに理解してよろしいでしょうか。

(自治振興課長) 数字的には増えてきてはいるのですが、あくまでもこちらの目標と立てたのが月間約2,000人の利用というのが目標としてありました。先ほど申し上げたように、1,000人をちょっと超えている程度でございますので、そこに近づきたいと思っております。

以上でございます。

(野本) そうしましたら、次に41ページの生物多様性事業の、先ほども質疑がありましたけれども、当初の予算よりも当然、先ほどの報告ですと元年がアライグマの件数が82ということだったでしょうかね、今年11月現在が116になっているというふうに見ればよろしいのでしょうか。スズメバチのほうも207だったものが今年の11月で239になっているとい

うふうに先ほどの前任者の答弁から見るわけですが、毎年増えているのか、今年だけこういう何か予想がつかないような増え方なのかということについてはどう考えているのでしょうか。

（環境課長）毎年予算を立てるときには前の実績等を重視しながらやっております。それで、この年度の令和2年度におきましても実績を重視して計上したのですけれども、本年度におきましては先ほど説明したように随分アライグマもスズメバチも件数が増えてしまったという状況がありましたので、今回補正をさせていただいたという結果になっております。傾向的には埼玉県内でアライグマは増えているということは情報として入っております。

以上です。

（野本）それでは、45ページの農政課、農地活用促進事業で、補助金ですとか交付金などについての使われ方、具体的にその補助金が行って、では具体的にこれに使っているというその使い道というのがどのようなものなのか、そのことを伺いたいと思います。

（農政課長）協力金の使途についてですが、地域集積協力金につきましては、交付を受けた地域が話し合いにより使途を決めることとなっております。地域の農業に関連するものに使用することと定められております。例といたしましては、農業者が使用する集会所などの修繕や机、椅子などの備品購入等、地域の農業施設、用排水路等を含みます、の整備や修繕等となっております。今回については寺谷地域になりますけれども、寺谷地内にあります農村センターの空調設備の入替えを行うと伺っております。また、残金が出れば老朽化したカーテン、机、椅子などの備品類を購入する予定というふうになっております。また、北根地域につきましては、現時点では未定ということになっております。もう一つの協力金の経営転換協力金につきましては、使用について使途の制限はございません。

以上です。

（野本）最初のほうの農地活用促進事業の使い方は分かりましたが、地域集積協力金のほうは大体イメージができましたが、経営転換のほうは

ちょっとイメージできないのですけれども、用途に特に制限はないということは今説明がありました、では実際どういうことに使われているのかということは把握されていないということになるわけですか。

(農政課長) おっしゃるとおり、用途に制限は全くございませんので、どのように使用されたかということについては、農政課としては把握はしておりません。

以上です。

(野本) そうすると、やはり経営転換の補助金という目的があるので、そこのところは何らかの検証がされてもいいかと思いますが、何か過去の情報とか、そういうものはないのでしょうか。

(農政課長) この経営転換協力金につきましては、経営転換という言葉については農業部門の減少により経営を転換するというふうなところと、あともう一つの意味合いとしてはリタイアということの意味合いがありまして、経営転換につきましては全ての自作地を貸し付けることが要件となっており、減少した農業部門の作物以外の栽培をするなどとなっておりますので、用途についてはあくまで経営を、ほぼほぼ農業経営から離れるというような意味合いが非常に濃いものとなっておりますので、その用途については農業以外のものであっても問題ないというような位置づけとなっていることから、その後の調査については追っていないというような状況となっております。

以上です。

(野本) そうすると、その補助金、補助金ですか、これは、の目的というか、それがちょっと曖昧になってきてしまいそうなのですが、場合によっては受け取り方としては経営転換を促進するということなのか、では農業をやめてしまっていていいということなのか、どちらでもそれは捉えられるということになりかねないのですが、もう少し明確に目的というものが分かりたい部分なのですが、いかがでしょうか。

(農政課長) リタイアという表現を使わせていただきますけれども、リタイアする農業者については、いわゆる相続が発生すると非農家の方でもその相続の権利を有しておる方も当然いらっしゃいます。そういった

方たちについては、営農を継続するということが非常に困難な状況にあるわけです。そういった方たちも対象となっているので、農業経営を行わない者もこの事業には対象となっております。なので、そういった農地を一定の要件がある10年以上貸し付けることによって、経営転換をしたとみなしてこのような交付金が交付されるというような制度となっております。

以上です。

（野本）そうしますと、この制度というのは手挙げ方式で受け取るものなのでしょうか。

（農政課長）経営転換協力金につきましては、要件が満たされれば交付の対象となります。しかしながら、市といたしましては、この経営転換協力金を要件が満たされているということについて当初の申込み時点において説明をしていない状況でしたので、これの説明も含めてこの協力金を受け取る意向があるかどうかという意向確認を行っております。その意向の内容を確認させていただいた上で交付金を交付するというところで事務を進めております。

以上です。

（野本）そうすると、もともとは手挙げではなく、市のほうで対象者に確認をしていくというふうに考えればよろしいわけですね。

（農政課長）そのとおりで、申込み時点においてはこの協力金が対象となるかどうかということが判明しておりませんので、後にその辺を精査させていただいた上で、対象者については個々に通知をさせていただいていると、そのような状況となっております。

以上です。

（野本）この件は分かりました。

次に、47ページの商工観光課の中で、前任者もありましたので、私のほうからは再開発ビル管理費負担金について伺いたいと思います。

こちらの管理費は負担ですので、当然元はもっとほかにも負担する方がいらっしゃって、その市が負担する部分がこれだというふうに理解をしているのですが、全体ではどのくらいのものかという把握はありますか。

(商工観光課長) 今の負担金ですが、管理費負担金につきましてはエルミここのす商業棟管理組合及びエルミここのすアネックス管理会に対する負担金となっております。令和元年度の金額でございますけれども、エルミここのす商業棟管理組合につきましては、全体の収入金額で9,749万3,000円、うち市の負担金額が2,347万5,000円となっております。エルミここのすアネックス管理会につきましては、全体の収入が7,376万6,000円、うち市の負担金は1,010万円となっております。

以上です。

(野本) この管理費については、具体的に使い道というのはどういうものになっているのか伺います。

(商工観光課長) 使われ方につきましては、主に設備維持管理費、保安警備費、光熱水費等に使用されているということでございます。

以上です。

(野本) そうすると、この全体的な管理とか設備ですが、大体それで大枠が分かってきました。疑問に思うのは小さい部分なのですが、商業棟と駐車場棟をつなぐ通路の床があります。つなぎ目のドアのところの床って随分前から壊れたまんまといいますか、穴が空いたような状態で、私もあの関係の方には修理していただいたほうがいいのではないかとこのことを言うのですが、一向に修理されない。これどういうところに問題があってできないのか、そこが分からないのですが、どういうことでしょうか。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時59分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

(商工観光課長) まず、午前中、野本委員さんからご質問がありました鴻巣東口駐車場の1時間無料台数ですが、台数が分かりましたので、ご報告をまずさせていただきます。

第1駐車場のほうですが、43万2,278台、第2駐車場、こちらアネックスビルのほうです。こちらが4万589台、合計で47万2,867台。こちらが令和元年度、昨年度の1時間無料の台数となっております。

続きまして、駐車場と商業棟の1階通路接続部分が以前から傷んでいるという修繕についてですけれども、こちらにつきましては区分所有の部分もございますし、専有で所有している部分、誰が所有しているかによって当然修繕する主が変わってまいるところです。改めて修繕する必要のある箇所を確認させていただきまして、こちらからその辺については対応させていただこうと思っております。

以上です。

(野本) 対応はよろしくお願ひしたいと思いますが、これまで今私が申し上げた通路の部分って市のほうには話が行っていなかったということなんでしょうか。

(商工観光課長) 先ほどちょっと確認しましたけれども、ちょうど区分所有と、場合によっては専有部分の間のところということで、うちのほうにそういうような修繕、不具合があるというのはちょっと報告を受けていなかったもので、そちらについては早急に確認させていただこうと思ひます。

以上です。

(野本) それでは、49ページの花かおりPR推進事業ですが、補正を組むわけですね。ということは、今後どのようなところに、今までがどうであって、補正を組んで、あとどうするのかというところを伺いたひと思ひます。

(商工観光課長) こちらの事業に関しましては、今般のコロナ禍の影響を受けている花、花卉産業の方の救済という形で始めております。先日終わったのですけれども、商業棟、エルミこうのす、ロピア、ユニクスのところ、あそこのフジモール、あと併せてユニクスのほうの商業施設3か所におきまして、商業施設来場者に対してお花の配布、あと花久ですね。商業施設3か所、併せてあと花久の4か所におきまして花の配布等を行っております。それ以外に小中学校の入学者、あとは教員、公民

館 9 施設、すみれ野中央公園、小中学校、高等学校、保育所、幼稚園等の方々に鉢、花のポット、こちらのほうを配布しております。

今後の予定でございますが、今現在新しく先ほど言いました鴻巣駅前の鴻巣宿おおとり公園、あちらのほうに花のほうを飾るといことと、市役所の入り口部分に併せて花のほうを飾って、花産業の、花卉産業の方の支援を行うということで今予定しているところでございます。以上です。

（野本）この補正を組んでやる部分がおおとり公園と市役所に飾るといことですが、これはもともと今までもやってきた場所であるとしたら、ほかの項目で予算措置がもうされているものではないかと思うのですが、それとは違うのでしょうか、同じなのでしょうか。

（商工観光課長）おおとり公園につきましては、公園の花の装飾といことか、普通の、通常の管理といことと今まで予算計上されていたものだと思います。今回趣旨としましては、やはり花、花卉産業の方の救済の中で、まず市民の方等をお迎えするおおとり公園、あそこが新しくできたところでもございますし、そちらのほうに花を飾るといところがまず1つ。あわせて、市役所のほうも入り口の部分、併せてもっと花を飾っていこうといところも含めて今回実施するものといふうに思っております。

以上です。

（野本）分かりました。

予定した質問は以上なのですが、今日防災倉庫の工事概要が配られたので、これについてちょっと質問をさせていただきたいと思います。

では、この常任委員会資料、防災備蓄センターの工事概要ですが、数字で延べ床面積とかというのは伺っていたのですが、実際に図面で見ると大変大きな倉庫なのだといふうに感じました。詳細まではちょっとここで十分できないかもしれないのですけれども、今まで説明されていた、ここでどういふうに活用していくのかといものをこの図面を見ながらもう少し詳しく伺わせていただければと思っております。どういふうな使い方といものは伺っていますが、具体的にどういものをど

ここに置いていくというような、重いものは1階で、違うかな、水にぬれないような、ぬれてはいけないようなものは上のほうにとかという話がありましたけれども、具体的に図面に対応した説明をしていただければと思っております。

（市民生活部参事兼危機管理課長）まず、本日配付をさせていただきました資料の説明をさせていただきます。

1 ページ目が工事の概要を箇条書にさせていただきますして、一番下に図面がありますが、こちらが配置図となりまして、本庁舎東側の駐車場に1001会議室と背中合わせで建物を建設するという配置図になります。一番右側に、ちょっと文字が小さいのですが、土のうステーションという吹き出しがついております。

めくっていただいて、2 ページ目が平面図になります。平面図の一番上がR階となっておりますが、こちらが屋上で、太陽光パネルが3段12列と書いてありますけれども、これが10キロワットの発電量の太陽光パネルになります。2階がスチールラックと表示されておりますが、こちらが床に物を直接置くのではなくて、この棚に物を置くような仕様になっておりまして、2階には毛布、それから保温用のシート、銀色のアルミホイルのような毛布型のシートです。保温用のシート、それと避難所の床に敷くマットといった、水にぬれないように、また重さがあまりないようなものを集中的に2階に備蓄をしていく予定です。図面の中央に床開口ということで真四角に穴が空いておりますが、開口部と表示してありますけれども、こちらが周りは手すりですべて囲われておりますけれども、穴が床に空いています。そこに、この本庁舎の5階の理事者控室に避難するためのダクトのシューターがありますが、それと同じように、荷物をその穴の中に入れておくと、下にトラックを置いておくと荷台の近くに物が上から下りてくるような、そういう仕掛けになっております。一番下が1階ということで、こちらにも棚を全て置きます。床に直接置くものもありますけれども、棚に置くということになっています。スコップだとか、それから発電機、それから電動式のトイレだとか組立て用のテントなどを置く予定でおります。真ん中にシャッターで車両積込みスペーストラ

ック2台分とありますが、こちらが暴風雨のときでも車の中に入れることができまして、そこでぬれずに荷物の積卸しができるような仕様になっております。このトラック2台分の床が90センチ上がっているのですが、駐車場の地面から90センチの高さが1階の床になりますが、その地面と床の間に空間ができますので、そこに水害対策用のボートを床下収納のように収納する形になっております。緊急時、非常時に積卸しが、この車両積込みスペースの1か所ではないように、右側にプラットホームと表示してありますが、こちらにも荷物の出し入れができるようにプラットホームを設けまして、緊急時には急いで荷物が搬出できるようになっております。その外側に外流しという表示がありますけれども、こちら側に土のうステーションがつきますので、足を洗ったり、スコップなどの工具を洗うことができる外流しがつきます。

最後のページ、3ページ目が、これが立面図になります。一番上の南面と表示してあるのが、これが1001会議室との背中合わせになる部分です。小さな正方形の四角が6個ありますけれども、こちらが換気扇。一番右側にはしご状のものがありますが、これが屋上の点検をするためのはしごになります。両側にひさしが2メートル飛び出すという形で設計をしております。真ん中の段が西面、東面ということで、この西面が本庁舎側から見た図、東面が民家側から見た図になります。この東面の図面を見ていただくと、ここの右側にひさしが出ているのが分かると思いますけれども、これが2メートルのひさしが出て、先ほど申し上げましたプラットホームでもう一か所の出入口があるということで、このプラットホームの高さがこの図面に表示をされております。一番下が駐車場側から見た立面図になりまして、北面と書いてあるすぐ上が、これが電動のシャッターで、ここにトラックが入るようになります。その左側に引き戸のドアが2つついておりまして、これがもう一か所の出入口。一番左側が土のうステーションということで、土のうを作ったり、土のうが作れるように砂を事前にストックしておくような場所となっております。

1ページ目戻っていただいて、箇条書の一番下に特徴とありますが、一部繰り返しになりますけれども、建物の電気設備を全て賄える10キロワ

ットの太陽光パネルを屋上に設置すると。それと、停電時に電気自動車と施設間、この倉庫との間で電気のやり取りができるような仕組みにしております。太陽光パネルで発電した電気を電気自動車に充電ができる、また逆に電気自動車から建物内の照明等を賄うことができると、そういう仕組みになっております。床下にボートを収納、ボート6艇収納予定です。あと、土のうステーションを併設いたします。

以上です。

（野本）分かりました。

これができる後の物資の入れ込みについては、最初からここが結構いっぱいになるようなイメージなのか、当初はどのくらい入るのかというのは計画としてあるのですか。

（市民生活部参事兼危機管理課長）基本的にこちらの建物を集中備蓄をする倉庫ということで考えておりました、19校の小学校にも備蓄倉庫ございます。19校の小学校は、発災、地震が起こった後、それから水害が予想される場合等の避難所開設初期に必要なもの等を備蓄すると。こちらの新たに建設するものは、その避難所等で不足があったときに追加するものや、ほかの中学校や高校、それから新しく追加した3つの補助避難所等に追加で物資を運んでいくような想定をしております、中に入れるものは5年にわたりまして備蓄をしていく予定でおります。先ほどの資料の1ページ目を御覧いただくと、備蓄品の概要ということで幾つか載っておりますけれども、5年にわたり備蓄予定ということ想定しております。

以上です。

（野本）そうすると、以前、もう何回も前の定例会かもしれませんが、例えば災害を受けてしまったときに他の地区からの支援を受け入れるということもあったと思うのですが、その受入れの余裕、受け入れられる場所というのは取っておいてあるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

（市民生活部参事兼危機管理課長）想定では、1階の床の部分を受け入れられる場所にとということで想定をしております。

以上です。

(野本) それから、先ほど最初の説明で、床の開口の部分はシューターを使うということが説明ありましたが、下ろすのは簡単でいいなというふうに思いますが、これを2階、これ相当な広さがあって、相当な量がここに置けるわけですが、2階に上げる作業というのはかなりの重労働といえますか、かなりの、作業としては大きな作業かと思いますが、誰がどのようにやることになるのですか。

(市民生活部参事兼危機管理課長) 新規に購入するものにつきましては、業者に現場を見ていただきまして、事前にフォークリフト等を用意していただくような仕様ができれば、そのように対応していただこうと思います。既存で、既に敷きマット等を購入して備蓄しているものがあるのですが、その辺につきましては市の職員で階段を上って運ぶということをご想定しております。

以上です。

(野本) そうすると、この開口部はフォークリフトが使えるというふうに設計してあるということによろしいのですね。

(市民生活部参事兼危機管理課長) フォークリフトも対応できるようなことを想定して設計をしています。

(野本) 終わります。

(菅野) 19ページの22諸収入、雑入の件で、環境課が鴻巣行田北本環境資源組合精算還付金ということで272万1,000円が入っていますけれども、この詳細についてもう一度お聞きします。

(環境課副参事) 菅野委員のご質問にお答えいたします。

こちらの歳入につきましては、鴻巣行田北本環境資源組合において3月時点で見込まれていなかった部分の決算が組合のほうで終了しまして、その決算が終了したことによって不明確な部分であった残金が確定したことから、そちらの残金が歳入として、今回市のほうに歳入で入ってくるということで今回上げさせていただいたものになります。

(菅野) それは分かりました。

そうすると、鴻巣行田北本環境資源組合というのは今どのような状態に

なっているのでしょうか。今も前に言っていた安養寺地域のそこに事業を進めるということで予算も含めて事業が行われているのか、そこをお聞きします。

(環境課副参事) お答えします。

こちらにつきましては令和元年度分の予算ですので、今現在組合のほうは彩北広域清掃組合に名称変更になっておりまして、現施設の維持管理のみを行っている組合になります。それで、こちらの残金というのは令和元年度分、3市で新施設建設も含めてやっていた事業の分の広域分ということですので、令和2年度以降につきましては彩北広域清掃組合では新施設建設の部分については行っておりません。

(菅野) そうするという事は、ごみ処理場については今場所も決めていないと、事業も行っていないと、全てなくなったという認識なのか。どういうことなのでしょう。

(環境経済部長) 鴻巣行田北本は、一つの目的があってできた組合です。その中にもともとの彩北の鴻巣、吹上分と行田の分があったわけです。その組合の延長上に鴻巣行田北本、それは新施設を造るという目的の下に北本が入っていたわけです。今回は、ある面では北本が抜けたという感じですか。それで、新施設の建設を3市でやるということがなくなったわけです。ですから、新しい施設を造るということ自体はどこの市が造るとかどうのこうのというのは、それぞれの市が今考えている状態。鴻巣市は、郷地、安養寺地区を候補地としてやりたいよということで北本のほうに話をして、勉強会をしているという状況です。ですから、何かしかりとした日にちだとか、何をやっていくというところまではまだいっていないということです。

以上です。

(菅野) そうすると、行田は行田で独自にやるということなのですかけれども、桶川はまた別個か。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時20分)



(開議 午後1時20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) この41ページの生物多様性事業なのですけれども、アライグマとスズメバチということで委託料が組まれていますけれども、今までハクビシンなんかも含めているいろいろな言われましたが、その品種がどうなのか、それから出る範囲が広がったのか、広がってはいないのか、そこら辺を含めてちょっと状況をお聞きします。

(環境課長) 菅野委員のご質問にお答えします。

先ほどハクビシンという話でしたけれども、あくまでもハクビシンは古来の野生動物なので、アライグマと違って捕まえることはできません。それと、アライグマにつきましては、繁殖能力が高いということで、どんどん、どんどん先ほど説明してありますように増えていってしまう傾向が現在現れているという構造になってまいります。

以上です。

(菅野) スズメバチについてはどうですか。これも攻撃性が強いから、見つけたら必ず殺さなければいけないというものなのではないでしょうか。自然の動物をどこまで消却してしまえばいいのかなという点でお聞きしています。

(環境課長) 確かにスズメバチも野生の昆虫ですが、人間に被害があるという形で、特にスズメバチに刺されると死亡するケースがあるという形で、市は市民の生命、財産を守るために補助金を出して駆除をやっている事業になっております。

以上です。

(菅野) 例えばスズメバチにしてもアライグマにしても、出やすい場所というのは大体一定、環境上決まっていらないのか、市街地であろうが、いわゆる緑地の広がっているところでも、どこでも出ていくものになるのか、そこら辺を市民の暮らしを守る立場からお聞きします。

(環境課長) アライグマとかスズメバチが出やすい場所ということですが、アライグマにつきましては、先ほど実績である程度場所は確認されている傾向で、荒川の付近のほうが出やすい、件数は多くなって

おります。スズメバチにつきましては、これは家の形状とかいろいろあると思いますけれども、これ市内全体で広がっております。ただ、巣がしやすい場所になりますと結構作るケースが見受けられます。

以上です。

（菅野）45ページの農地活用促進事業、担い手についてお聞きしますけれども、これは10年以上貸し付ける補助金でもあるのかと思うのですけれども、実態はどういう。例えば人数とか、それからどういう状況で促進事業を行われて事業の継続がされているのか。相続や、それから非農家なども含めてお聞きをします。

（農政課長）農地活用促進事業につきましては、農地中間管理機構に農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積や集約を加速することを目的として行っておるものでございます。今回補正予算として計上させていただきましたものは、補助金といたしましては地域集積協力金と経営転換協力金でございます。地域集積協力金につきましては、地域内の農地を中間管理機構に貸し付けて、地域の担い手への農地集積、集約に取り組む地域に対して交付金を交付するものとなっております。一方で、経営転換協力金につきましては、中間管理機構に農地を貸し付けることにより、リタイアまたは経営転換をされた農業者に対して協力金を交付するものであり、その内容につきましては、地域集積協力金は今回は2つの地域がございます。寺谷地域と北根地域。経営転換協力金につきましては、対象者が45名となっております。

以上でございます。

（菅野）経営転換が45名を対象に中間、就農を含めて協力金を出しているということですが、これは非農家も対象になるのでしょうか。貸付金というのは、先ほど言ったように10年以上貸し付けるということなんでしょうか。それから、この45名の方は経営転換して、その後のいわゆる農業経営が採算が合うようにできるという状況に指導がされたり、地域での活動が進んでいくのか、そこら辺お聞きします。

（農政課長）まずもって、農地を保有していて、かつ農地中間管理機構

に貸し付ける方が対象となっておりますので、農地を所有している方が対象になるというところになります。

あと、経営転換につきましては、こちらは例えば米を作付されていた方が野菜に転換しましたということではなくて、農地を農地中間管理機構に貸し付ける、いわゆる個人が個人に経営を転換された場合というような意味合いとなっていることから、作付ける品目を転換したことに対して協力金が交付されるというものではないのです。ですので、農地を所有している方が自分では営農を続けることが困難であるという方も中には当然いらっしゃると思いますので、そういった方が農地中間管理機構という機構を活用して農地を預けることが経営の転換となるというような解釈の下に協力金を交付させていただいているというようなこととなります。

以上です。

（菅野） そうすると、農地中間管理機構というのは、いわゆる農家の方ができる状態の人も、それから年齢とか条件でできない、リタイアする人も含めて、その後農業で収入が得られて、農業中心にそれなりの生活ができるという状況の指導というのでしょうか、そういうことにつながるのでしょうか。この事業を行うことで、545万円ってすごいお金だよな。

（農政課長） この事業の目的は、先ほど申し上げさせていただきましたとおり、農地の集積や集約化を加速させることが目的とされています。そうすることによって農地の大区画化などができるわけですがけれども、そういう簡易なほ場整備を行うことによって、今度借手が借りやすいような条件が整ってくることを目的の一つとしております。

（菅野） そうすると、借りやすい条件で行政が補助金使って手だてをして、その後その農地は作物を作るのか、農業以外のほかの例えば農作物を売るとか、そういうことに使うのか、その後どのようなこの資金が生きる事業になるのでしょうか。どれぐらいの面積を考えているのかとか含めて。

（農政課長） 土地所有者につきましては、まずもって営農を継続することが困難であるというふうに考える方が自作できないことによって、違

う方に耕作をしていただくというような目的で中間管理機構、いわゆる農林公社に土地を貸し付けております。農林公社が地域の担い手に対してその農地を又貸ししているわけなのです。ですので、担い手としましては農業に対する収益は当然上がってくるわけですがけれども、土地所有者に対しましては機構からの契約金が入ってきますので、僅かではありますけれども、そういった一時的なものの収益はあります。しかしながら、営農に関する収益というものは、土地を貸し付けて自分では作付をされないわけですから、営農に関する収益というものはございません。以上です。

（菅野）この事業が今の農政の中で後継ぎがないという中で、忌憚なくこういうやり方が進んでいくのでしょうか、それとも使ってほしいという人がいてもそれを受け手がなくて、いわゆる農地が荒廃していくとか、そういうことにつながる懸念というのはないのかお聞きします。

（農政課長）その中間管理事業につきましては、おっしゃるように高齢化による相続、いわゆる跡取りなどが不足していること、さらには耕作放棄地などを発生させないことを目的としていることも事実でございます。ですので、こういった事業に着手することによって、地域の農地が荒廃することなく健全な営農ができるようにすることも目的の一つとされているのは実態でございます。

以上です。

（菅野）分かりました。多分そこで止まってしまおうね。

47ページの再開発ビル管理者負担金、この部分についての論議はここでもいいですか。

（大丈夫ですの声あり）

（菅野）エルミこうのすのうち、鴻巣市が30%を持っていると。そして、共有部分が駐車場棟や中央監視施設、駐車場の部分などが言われているわけですがけれども、1,208万9,000円という、これは大変な額の負担金ですがけれども、市はこの30%分がこの金額なののでしょうか。それと、エルミこうのすとの関連でどのようになっているのかお聞きをします。中央監視施設や駐車場部分というふうに説明ありましたけれども、この

1,208万9,000円の内訳をお聞きします。

(商工観光課長) こちらの負担率につきましては、あちらのビルを建設した際、組合等と話し合いをする中で市の規約、全体の管理組合の規約の中で市の負担が約30%ということで決まっているところで負担しているというところがございます。

以上です。

(菅野) エルミこうのすの、いわゆる市以外の30%が市だというなら、残りの70%の持分というのはわかりますか。事業所と。割合ですね、100%にすると。

(ちょっと休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時35分)



(開議 午後1時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(商工観光課長) こちらの3割につきましては、組合のほうの規約で決まっている3割というのがあるのですけれども、共有部分の負担分ということとなっております。

以上です。

(菅野) では、1点だけ。

30%という基準は面積割なのか、それとも利用度によって、利用事業によって違うのか。このパーセントの出た由来。

(商工観光課長) こちらですが、駐車場の全体の面積でいくと実は3割で収まらないところなのですが、実際の車室部分というのでしょうか、車を置いている部分の面積のところ計算していただいて、うちのほうは3割というふうに認めていただいているというところがございます。本来だったら面積案分だともっと、3割では収まらないところを3割にいただいているというところがございます。

以上です。

(菅野) 最後に、59ページの防災備蓄センターが大変、2億3,000万円と

いうお金をかけて実現できるということここに出ていますけれども、いろいろかなりの機能が入っていますけれども、一番はまず人の命を救うのを一番にしてほしいというときに、高齢者とか、弱者が災害があったときどう行動して、どう行政として助けることができるかという、そういうことを踏まえたこの政策というのは、何らかの形で審議されていますか。例えば高齢者だと自分のうちが水浸しになれば来なくてはいけないって、そういうときにそういう場所があるとか、設備とか器具があるとか、そういう弱者優先の、防災備蓄センターとなっていますけれども、防災センターではないので、それとは別物なのか、そこら辺をお聞きします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 4 2 分)



(開議 午後 1 時 4 3 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 避難所としてどう関われるのかね。何でこういうことかという、水が出て大変だったというときあったではないですか。そのときに、市役所に来いだの、中央小の体育館へ来いだのになって、高齢者の、私たちの近隣の人たちはどうしたらいいかって右往左往したのです、水の出る中で。だから、そういうときに、確かにこの備蓄センターも大事なのです。まして市役所の中に建つわけですから。ですけれども、では人間をまず守るというときにどういう連絡をして、どういうものを用意しておいて、安心して来るようにという、そういう政策ができるかなという防災拠点も併せて考えられないかなと思って聞いているわけです。

(市民生活部参事兼危機管理課長) 去年の台風のように、台風の場合事前にある程度予測ができますので、去年の例で申し上げますと、台風が関東地方に上陸する24時間前には、避難が必要であれば危険な場所にお住まいの方は避難を開始してください、高齢者や介護等が必要な方については事前に早めに避難を開始してくださいというような情報を流します。その場合に、避難所を開設した段階で避難者が集中してしまっ

布が足りないとか、停電に備えて発電機がもっと欲しいということであれば、この防災備蓄センターから追加で物資を運んでいくと、そういうことを想定しております。

以上です。

（菅野）分かりました。

（大塚）それでは、かなり重複する部分がありますが、まだ分からないところがありますので、何点か伺いたいと思います。

ページが31ページ、戸籍住基台帳の関連であります。説明では今回追加の内容については議案第92号に出ている市章の変更に関する部分の新たな印刷行為に係る費用という説明でありました。この印刷の費用であります。当初予算としては32万5,000円が計上されていたとされていると思います。今回は、22万何がしでしたか、金額は。そうすると、先ほどの説明の中で、枚数的には4,500枚だいたと思います。いわゆる割り込んでいくと1枚当たりの単価が出るはずですが、そこで伺いたいのは、現行今使っている書式、様式のタイプだと1枚当たりの単価が幾らなのか、変更後印刷を予定している4,500枚、これの単価についてはどうなるのか、それはいかがでしょうか。

（市民課長）それでは、お答えいたします。

現在使っている登録のカードについては、1枚当たり43.8円、そちらで購入をしております。新しいものに発注をするとすると、版代等がありますので、45円、そちらのほうでできていくのではなかろうかという見積りをいただいております。色についても、現在表が5色、裏が1色、新しい市章については同等の色ぐらいになってくるのかなと思いますけれども、多少色の種類が増えても45円でいけるといようなことの回答をいただいております。

以上です。

（大塚）単純に比較を単価当たりですると、確かに2円程度ですか、高くはなるということが分かりました。ただ、これはあくまでも新たに版代が必要だということをそこに加えれば決してべらぼうに高いということではないと理解をいたします。

続きまして、43ページ、可燃、不燃ごみの関連であります。今回77万円の減額の理由については具体的にはクリーン鴻巣という事業を行わないという、それに関する減額という説明でありました。この金額も当初予算でいきますと、年度の当初、2億5,750万円計上されているのです。数年間、私もはっきりとした数字は覚えていないのですが、いわゆる年度初めの予算計上に対しどのぐらいの決算額かというのを記憶の中でたどると、今回の77万円の減額程度では収まらずに、もうちょっと大きな差があったように感じます。何を言いたいかというと、単純にクリーン鴻巣に関連する事業ですというのは、理由は分かるのですけれども、あえてここで77万円に減額しなくても、年トータルでいけばもっと大きな差が出るので、それが今回計上されている理由はただ単に事業を行わないという実績を残す、いわゆる足跡を残すという理由なのか、そこら辺をまず伺いたいと思います。

（環境課副参事）大塚委員のご質問にお答えさせていただきます。

今委員のほうからご説明ありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の終息が見込まれないため、不特定多数の方に参加していただいている春と秋のクリーン鴻巣市民運動が中止となったことから、今年度の予算を減額させていただくものです。

以上です。

（大塚）具体的にはそこがピンポイントの理由だというのは分かりました。今説明の中で、コロナ禍において人が集まる行為をなるべく省きたいとか、除きたいという理由だということではありますが、そうするともうコロナ、コロナと騒いでかなり月数もたっていますが、実際にこれ関連してなのですけれども、家庭にいる時間も従来よりは増えています。したがって、うちにいることによっていろんなものが目について、いわゆるここで言う可燃物、不燃物も必要以上に、予想以上に出されているのかなという気がします。これについては、この令和2年度といたしますか、4月以降もしくはその前も含めて量的には、搬出される量については増えているという現状なのでしょうか。そこら辺はいかがでしょうか。

（環境課副参事）昨年と比較しますと、昨年の4月から10月までと今年度の4月から10月までですと、消費税率が変わったというのもありますけれども、たまたま今年度はコロナウイルス感染症の関係で皆さんご自宅で過ごす時間が増えて、ご自宅の片づけとかされていらっしゃる方も多数、多くいまして、その片づけされたことによって廃棄物として出されているものが増えているのは現実です。ただし、そのことによって委託料が増えているかということなのですけれども、現時点では昨年度と比較すると微増のような状況で、例えば可燃物が極端に多いとか不燃物が多いとかというものではなくて、全体的にやや多いというような状況になっております。

以上です。

（大塚）分かりました。

次の質問参ります。47ページ、ひな人形のまちPRとありますが、37万円の内容については先ほど答弁があったとおり、コロナ関連の対策という費用であります。そこで、前任者に対する答弁の中で、メインの会場であったり、サブの会場であったり、いろんなところで対策のための物品、品物を用意するという説明がありました。その中で、体温計も多分含まれていたと思いますが、例えば行政報告の一番裏面にもあちらこちらの会場でイベントを開催しますというのが書いてありますので、その表から追っかけたときに、ある程度特定ができる建物、例えば産業観光館、場合によっては花久の里もある程度出入口が決まっていますけれども、メイン会場のエルミこうのすの中で非接触型といいながら体温計はどのような形で、どこで使うのでしょうか、お伺いします。

（商工観光課長）今現在、非接触型の検温計につきましては、それぞれの会場が必要分ということで、それぞれ設置する予定でおります。検温計、ではどこにするかというようなところですが、まず市外から来られた方につきましては、駅のところにガイド会の方が案内を設けているのです。そちらのほうにまず置くということが、1か所置きます。それ以外にメイン会場に、受付というのでしょうか、そちらのほうにもやはり置くということと、あと出入口等で測るようなことも当然検討し

ていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

（大塚）来場される皆さんを対象に検温をして、コロナ対策に臨もうということは十分理解できるのです。ただ、高さを誇るメインの会場のあの中で、どうやって、どういう形で検温というのをやるのかちょっとイメージできないのです。もしやるとすれば、駅から来られる方も含めてちゃんと対応する前、担当する方というのですか、その方にも十分そこら辺を熟知していただかないと、ある意味、ええ、何もここまで来てって思われても嫌なものですから、やっぱり事前にそこら辺を十分周知していただいてやらないとトラブルの原因になる可能性があると思うのです。そこら辺今後、これから先の話ですけれども、サブであろうがメインであろうが、コロナ対策は十分皆さん、来られる方理解はしていると思うのですけれども、不快に思われないように、いわゆる安心して楽しんでいただけるように、そこら辺は今後の対応の中で十分事前の準備をされたほうがいいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

（商工観光課長）おっしゃるとおりだと思います。まず、鴻巣に来ていただいて、やはり鴻巣の魅力なり我々からも当然発信するというのは1つ課題ではあるのですけれども、もう一つやっぱり気持ちよく、鴻巣はこういういいところなのだということをよく、またそういう対応もすることによって鴻巣は本当にいいまちなのだという、逆にPRにもなるというところに感じておりますので、その辺につきましては今後またさらに検討を重ねる中で対応していきたいと思っております。

以上です。

（大塚）次の質問ですが、47ページ、同じページであります。商工会補助の関連でさくらまつり開催について伺います。

具体的な内容としては、3月に期間をずらして各会場で行うという説明と同時に、あまり大規模というか、広くならないように、例えば出店は市内の業者限定で、出店数についても半分ぐらいを目安にしていくという答弁でありました。改めてちょっと伺いたいのですが、鴻巣市が関わるイベント、あるいは実行委員会形式も含めてですが、様々なイベント

が中止になっています。そんな中で、さくらまつりを開催しようというふうに至るまでには何回かハードルといたしますか、話合いも含めて経過があったと思うのです。その開催に至るまでの経過、経緯についてはどのようなになっていますか。

（商工観光課長）さくらまつりにつきましては、鴻巣、吹上、川里と実際3会場ありまして、それぞれで実行委員会というか、そちらのほうで内容について詰めながら進めていただいているところだと思います。まず、そちらの各地域のほうで話合いというのでしょうか、こういうようなことということで決定事項というか、決めていただく中で、実際に最終的な共通の決定事項として、鴻巣市さくらまつり運営委員会というのがございます。そちらのほうで令和2年10月9日に最終的に今後、来年3月の内容ということも含めまして、まず野外のイベントということも含めてやはり鴻巣商業、これからも頑張っていくということも含めましてやっていこうというような中で、では実際どうやってやっていこうかというような話合いがなされたというところで、最終的な決定事項につきましては10月9日に行ったというようなところでございます。

（大塚）確かに野外というか、屋外のイベントなので、室内と比較をすれば危険性というか、感染の可能性は低いとは思いますが、十分配慮して、今の段階ではできるのだと思いますが、全国的に見るといろんなところでいろんなことが出たり引っ込んだりしている状況ですから、今後それを注意深く見守っていただいて、場合によると開催危ういという可能性もあるのだと思います。そこら辺十分注意をしていただいて、情報収集に努められて、無事に開催できるよう願っているところであります。最後の質問です。せっかく今日付で用意していただいた防災備蓄センターの資料がありますので、分かりやすいところから伺いますが、この1ページ目の図面の一番下にある、小さいのですけれども、防災倉庫って書いてありますね。これは、今回の備蓄センターの中に含まれてくるのか、あるいは別なのでこれはこのまま残すのか、まずこれを伺います。

（市民生活部参事兼危機管理課長）こちらの防災倉庫につきましては、現在市役所内にある防災倉庫です。新しく防災倉庫できた段階では、こ

の中身は防災倉庫、防災備蓄センターに移転をしまして、新しく赤十字のもの、日赤のものをここの防災倉庫に入れる予定をしております。以上です。

(大塚) 分かりました。

2点目であります。特徴の中の1行目なのですけれども、ソーラーパネル、太陽光パネルを設備するということでもあります。10キロワットという数字が出ておりますが、実際にこの充電した電気によって停電時の対応になると思うのですけれども、日数でいくと何日分とか、何時間分とか、使う使い道にもよると思うのですけれども、おおむねの目安としてどのぐらいをいわゆる蓄えることができるのか、これについてももしお分かりになればお伺いをいたします。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時01分)

————— ◇ —————
(開議 午後2時18分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
答弁を求めます。

(市民生活部参事兼危機管理課長) こちらの施設はバッテリー機能を備えておりませんので、通常10キロワットで発電したものが倉庫で使い切れなければ、本庁舎の電力として供給をして本庁舎で使用するという設計になっています。

以上です。

(大塚) 備蓄センターに関連して最後の質問になります。同じく1枚目、配置図を見ると、今現状を上から見ているわけですね。この備蓄センターには何回も出てきましたようにいろんなものを備蓄するための建物がありますから、有事の際は当然このセンターを目がけて多くの車両が入りをする可能性があると思うのです。緊急も含めて。そうなってくると、この配置図上気になるのは、いわゆる車両の通路、搬入、搬出の経路、これが確保されているのか、あるいはどのようなイメージでセンターに保管してある備品を上手にコントロールしながら外へ出す、あるいは

は取りに来た車を上手に迎え入れる、そこら辺もしイメージがあればお伺いをしたいと思いますのですが、いかがでしょう。

（市民生活部参事兼危機管理課長）まず、緊急時に搬出する場合ですけれども、備蓄センターの前にあります駐車スペースにつきましては公用車を置く想定となっておりますが、公用車を使って配送をしますので、この区画には車を置かないようにしまして、積卸しがスムーズになるように考えております。ほかからの支援物資であるとか、購入した段階で大型のトラック等が来ることを考えておりまして、そちらにつきましても備蓄センターに近い駐車スペースには車を置かないようにして、大型のトラックも横づけできるような設計にしております。

以上です。

（大塚）いわゆる災害が発生する時間帯にもよると思うのですが、当然のことながら夜間ですと照明が必要であったり、とはいえ電気が間違いないと通電しているということも保証できませんので、具体的には例えば暗闇の中でそういった作業をしなくてはいけない、品物を出さなくてはいけない、取りに来る状況も考えられると思うのですが、そこら辺についても今現在何か策があるのか、あるいは今後検討していくのか、そこら辺はいかがでしょうか。

（市民生活部参事兼危機管理課長）備蓄センターの前に太陽光発電の街路灯をつける予定でおります。それと、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、電気自動車との電気のやり取りができるという説明をさせていただきましたけれども、停電してしまっても倉庫の中が暗いということがないように電気自動車を接続して照明をつけることを想定しております。また、避難所の備品にも備えているのですが、ヘッドライトを有効活用できればなど。懐中電灯ですと片手が塞がってしまいますので、ヘッドライトを活用して停電に備えたいと思っております。

以上です。

（大塚）終わります。

（金子）既にほかの委員からも出ているのもありますので、絞ってお伺いをしたいのですが、まず最初にちょっと想定をしていなかった内容な

のですが、ちょっと先ほどの答弁を聞いてもう一度お聞きをしたいのが、29ページの公共交通の維持事業になるのですが、先ほどの答弁の中でチケットを2枚配りますと、3月末までが使用の期限でありますというご答弁があったかと思うのですけれども、先ほどからちょっと短いのではないかというご意見もありながら、私もちょっと期限が短いなと思っておりまして、というのも今年夏に行ったグルメクーポン券、あれも2か月ぐらいでやっぱり執行率が10%ちょっとぐらいというような形で、なかなかチケットを配る事業での利用促進に関して、配布が1月中旬からだと2か月ちょっとぐらいしか多分使える期間がないと思うのです。前回の事例も含めまして、なかなかこの期間中で1万人想定というのは厳しいのかなというところと、あと先ほどから聞いていると、今の利用実績が月1,000人ぐらいとなると、2か月で2,000人なのです。今までと同じ推移だとすると。チケット効果でちょっと増えたとしても、なかなか1万人、しかも掛ける2ということは2万枚チケットがあるわけですから、この2か月間でなかなか使ってもらうのはしんどいかなと思うのですけれども、期間延長を想定することはないのかどうかお伺いをします。

（自治振興課長）現時点では、一応今年度の3月31日までの事業として、利用促進として実施いたしますので、現時点では今年度、3月31日までの利用ということで考えております。

以上でございます。

（金子）理由的には、やっぱり単年度予算で組んでいるから、延ばしてしまって年度をまたぐと予算編成上ちょっと難しいところがあると、そういうような背景もあるのかどうかお伺いします。

（自治振興課長）令和2年度の予算で執行ということで考えておりますので、そういう部分で3月までの実施というふうに考えております。

以上でございます。

（金子）分かりました。

では、続きまして47ページになります。47ページの新型コロナウイルス感染症対策商工振興事業というところで、今回減額をしているわけです。

けれども、ただいまコロナが進んできて、また感染拡大等々なっている状況で、またちょっと国の動向、県の動向にもよるかとは思いますが、今後このような事業を展開する可能性は、同様の支援を考えるようなことはできるのかどうかお伺いします。

（商工観光課長）委員ご指摘のとおり、国、県等の動きを見る中でとはなりますが、当然必要ということ判断すれば対応していくということだと思います。

（金子）また、本会議のほうでも答弁はあったとは思いますが、PR面というか、これだけ減額になっていると、執行率が当初予定していたには届かなかったというところで、PR方法について十分であったのかどうかについてお伺いをいたします。

（商工観光課長）PRにつきましては、やはりやり足りないというところって当然ないのだと思います。これまで行った周知方法としては、当然ホームページ、広報に掲載、公共施設、本庁舎、吹上支所、川里支所、商工会等を通じて申請書の書類の配付、商工会におきましては国のほうの補助金もありましたので、それと併せて商工会のほうでは市のほうの補助金を併せてご紹介いただきました。本市におきましては両方とも併用できるということで行っておりましたので、そちらのほう、あわせてインスタグラムの投稿、商工会のほう、会員に改めて郵送で、会員数約1,700ですけれども、そちらについても郵送していただくような形、あとは新型コロナ情報掲載ということで新聞折り込み等、あとはデジタルサイネージですか、そちらのほうでも広告等は一応させてはいただいております。ただ、ご指摘のとおり、まだまだ考える余地は当然あると思っておりますので、今後それらについては一番の課題ということで今後対応してまいりたいと思っております。

以上です。

（金子）以上。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(菅野) すみません。シンボルマークと、それから市の市章の関連の条例のところですけども……

(条例が違う。委員会が違うの声あり)

(委員長) それは所管違うのだよ。

(菅野) シンボルマークと市章、ここでしょう。違う。

(印刷費だけしかの声あり)

(菅野) 印刷費が……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時29分)



(開議 午後2時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) すみません、審議するのを忘れました。

市民課対応の戸籍住民基本台帳費庶務事業で、事業費として22万2,000円が計上されています。印刷製本費として計上されているわけですけども、その内容をお聞きしますと、シンボルマークを4,500万円つくるということで、市章を変更してシンボルマークを市章にすることが条例の定義にあるわけです。市章は、要するに鴻巣と川里と吹上が合併をして以来15年間、市民の皆さんの本当に了承の下で行ってきたもので、15年たったからといって決して古くなったものではありません。今度市章にすると言いますけれども、今までのようにシンボルマークはシンボルマークとして便宜使い、そして市章は鴻巣、吹上、川里が合併して皆さんの合意の下で15年続いてきたわけですから、それはそれで引き続き継続して使えばいいと思います。この点を指摘して反対をします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第102号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第9号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時33分)



(開議 午後2時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第103号 令和2年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 議案第103号 令和2年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について質問いたします。

10ページ、11ページ、歳出のところなのですが、真ん中辺にあるオンライン資格確認等運営負担金、先ほど令和3年3月から適用するというふうなお話でしたが、具体的な内容というのはどのようなものなのか伺います。

(国保年金課長) 令和3年3月から医療機関や薬局の窓口でマイナンバーカードのICチップ、または健康保険証の記号番号等によりオンラインで資格情報の確認ができます。オンラインで資格確認をすることにより、保険診療を受けることができる患者かどうかを即時に確認すること

が可能となり、レセプトの返戻も減ります。また、窓口の入力の手間が減るなどのメリット等がございます。また、この運営に対する負担金ということで、各医療保険者のほうが国保中央会のほうにこちらのオンライン資格確認等運営負担金ということで納付をするという形になっております。

以上です。

(永沼) 分かりました。

次に、その下の特定健康診査等事業の中の特定保健指導等委託料、時期を遅らせたことによる減であるというような説明であったと思うのですが、本来の実施期間からいつまで遅らせた期間になっているのか、それをちょっと伺います。

(国保年金課長) 例年であれば、特定保健指導のほうは初回面談のほうを12月から翌年の3月までの間に行います。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして特定健診の実施時期が2か月後ろ倒しになったことと、あと期間についても例年10月末までのところが今年度につきましては来年の2月の27日までというふうに期間自体も延びておりますので、そういった関係で特定保健指導のほうも初回面談の開始が来年の2月から7月になっております。

以上です。

(永沼) そうしますと、本年は本来12月から3月までの特定保健指導の時期が、本年でいきますと来年の2月から3月の2か月間になってしまったということの予算の差額ということでよろしいのでしょうか。

(国保年金課長) 令和2年度は翌年の2月から来年の7月までになりますので、そうしますと実際の評価というのがその3か月後になりますので、令和2年度よりも3年度の実施期間のほうが長くなってしまいますので、そういった関係でちょっと債務負担行為額の変更をさせていただいたという形です。

(ちょっと暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時43分)



(開議 午後2時43分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

(国保年金課長) 失礼しました。永沼委員おっしゃるとおりでございます。

(永沼) 以上です。

(野本) 先ほど永沼委員の質問したところで、11ページの国民健康保険事業特別会計庶務事業のオンライン資格確認等運営負担金で詳細が質問されました。今の説明で、永沼委員は分かったのですが、私はよく分からなかったもので、具体的にこれまでとの違いというのが、これまではどういうふうの確認をしていたものがどういうふうになるのかということなのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

(国保年金課長) 今までは、患者さんは医療機関のほうに保険証を持って受診をされておったかと思うのです。例えばなのですけれども、例えば国民健康保険から社会保険に切替えをしても保険証が1か月とかなかなかできないということで、その間に国民健康保険の保険証を使ったりして医療機関を受診をしてしまうというような事象が多々あるのですが、そういった場合、レセプトのほうに保険者は違うということで返戻というような形になるのですが、今後オンラインで資格確認ができるようになりますと、医療機関も要は直近の医療機関というのが即時に確認ができますので、医療機関のほうもそういったレセプトの保険者相違とかというところの間違えも少なくなったりですとか、直接システムのほうに保険の記号番号が入ったりだとか、そういった改修もされるそうですので、そうしますと医療機関等も大分医療事務の手間が省けるというようなメリットがあるかと思えます。

以上です。

(野本) そういうことなのかなというふうには想像していたのですが、そうすると各医療機関もシステムを変えていくというか、そういう変更をする必要があるということなのではないでしょうか。

(国保年金課長) おっしゃるとおり、国のほうでカード読み取り端末のほうを無償に貸与したりですとか、システム改修に伴う費用について上限がそれぞれ医療機関の大きさ等によってあるのですけれども、実際システム改修費の2分の1が補助されたりとかというふうな形で、各医療機関のほうは端末の導入とシステム改修等を今後進めていくような形になるかと思います。

(野本) そうしますと、今回計上されている4万4,000円という負担金というのは、これはどういう性格のものなのですか。これだけの金額でもう変更できてしまうというものなのか。もうちょっと大がかりにイメージをしていたのですが、この金額というのはいちよつと想像よりも小さい金額なのですが、その中身といいますか、この金額は何なのかというのを伺いたいと思います。

(国保年金課長) こちらの金額は、国保中央会のほうが各保険者のほうから送られてくる資格情報等、そういったものを管理をしたりするための負担金ということになりますので、先ほどの端末ですとかシステム改修費とは全く別の、それは国のほうが出すお金になっていますので、今回我々のほうで出すのは、国保中央会のほうで資格管理をしていただく形になるのですけれども、そのための事務費というような意味合いになるかと思います。

(野本) 今回補正ということなので、もともと当初額があつてこれを足すとかという話ではなく、単にこの金額がそれに新しく加わるということによろしいのですか。

(国保年金課長) おっしゃるとおりです。令和3年の3月からこちらが始まりますので、その一月分ということで今回補正のほうに計上させていただきます。

(野本) 一月分ということなのですね。そうすると、来年度の予算はこの金額掛ける12というふうに理解すればよろしいのでしょうか。

(国保年金課長) 令和3年度については、単価が令和2年度については1.61円のところが若干上がるのですが、基本的には毎月お支払いするよう形になりますので、野本委員さんおっしゃっていたような形

になります。

(菅野) ちょっと端的に聞きますけれども、この補正によって国保税の年間の保険料は下がるのか、上がるのか。どのぐらいの割合でどうなるのか、払う市民にとって。そこを全体でお聞きします。

(国保年金課長) そこは特段影響はないかと思います。

(菅野) 影響ないということは、額は4月当初決めた予算と変わらないということですか。では、何で補正で減らすのですか。だって、減らすわけでしょう。例えば一般財源を967万、前のページでは減らすとかなっているわけですよ。6ページでは、繰入金金の補正を1,043万7,000円減らすとかなっているわけで、保険料を払うのに1,043万7,000円を補正することが保険料の額に影響しないのでしょうか。それを聞いているのです。

(国保年金課長) 歳入についても、もちろん保険税だけではありませんで、それ以外に繰入金等もありますので、特に今回の補正で国保税が高くなるとか、そういったことはありません。

(菅野) では、今回の補正で変わるところは、どういうところが変わるのでしょう。繰入金金が減るとか、職員給与費繰入金金が減るとかなっているわけで、その分はどこかで増えているということ。運営基金繰入金も2,000万減っている。変わらないというのはどういうことだろう。休憩して。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時52分)



(開議 午後2時54分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。
ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。
これより討論を求めます。
初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 国保税につきましては、もともと高く払い切れないと、こういうことで税制が市民に課税されているわけですので、それがこの補正によって解消されるものではないということで反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第103号 令和2年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号 令和2年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(永沼) 議案第108号 令和2年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について質問いたします。

説明がありましたので、もう少し細かいところをお聞きしたいと思います。9ページの下欄の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございしますが、これは税制改正によってシステム改修というふうな説明があったと思いますが、その税制改正の内容はどのようなものだったのか、それをお聞きします。

(国保年金課長) 平成30年度の税制改正のほうでございしますが、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替のほうが行われるというような税制改正がございましたので、そうしますと今までと、収入

を給与に直すときに、要は所得額が今までと計算方法等も変わってきますので、そういった改修が必要になってまいりますので、今回そういった改修を行うということです。

（永沼）そうしますと、先に条例の改正があったと思うのですが、その条例の改正とは関連しているのでしょうか。

（国保年金課長）条例のほうは、国民健康保険税のほうで、意味合い的には同じになるのですが、後期高齢者のほうは埼玉県の広域連合のほうでやっておりますので、そちらの改正は市のほうではございません。

（野本）今回の補正につきましては、コロナ禍に対応するような部分というのは含まれているのでしょうか。

（国保年金課長）今回の補正で、コロナに対応する補正というものは特段ございません。

（野本）分かりました。

そうすると、今後コロナに関する影響、PCR検査を無料にするとかいろいろなことがありますけれども、高齢者に関して、影響が今後出てくる可能性というのはあるのでしょうか。

（国保年金課長）おっしゃっていただいたように、PCR検査のほうが保険外とかであれば特段影響はないかとは思いますが、そういったものが例えば保険診療になったりというふうになってきますと、やはり医療費等には影響というのが及ぼされるかなというふうには思っております。

（野本）今のに関連して、今治療法とかワクチンの開発とかがされていると思いますが、そういうものが確立されてくると影響になってくるのかどうか伺いたいと思います。

（国保年金課長）やはりワクチン等がこちらでも保険診療でということになってきて、皆さんが接種されるということになれば、もちろん医療費のほうにも影響というのは出てくるかなというふうには考えております。

（市民生活部長）新型コロナのワクチンは、国のほうが多分無償でやる

のかなと思ひまして、保険の適用はちょっとないのかなというふうに考えております。

以上です。

(菅野)補正後14億6,771万になるということを当初でお聞きしましたけれども、幾らも違わないという14億6,771万程度、この補正で後期高齢者のいわゆる保険料の増減につながるということはあるのか、ないのかお聞きします。

(国保年金課長)それはございません。

(菅野)では、保険料につながらないという部分は、歳入と歳出が違えばどこからかお金を出すと思うのですが、その部分はいわゆる県の制度の事業費の中で賄うという意味なのでしょうか。負担増にはならないということですか。高齢者の方の保険料の負担増にはならないと、結論は。そこを聞いている。今回の補正で。聞いているの、なるか、ならないか。答えて。

(国保年金課長)基本的に後期高齢者の会計については半分が公費で、1割が保険料で、4割が保険者の支援金というふうな形になっていますので、今回の補正については歳入歳出271万8,000円というような補正になっておりますので、保険料のほうは後期のほうも2年間分の医療費等を決めて、もう事前に保険料については決定をしておりますので、特段今回の補正で何か保険料に影響があるということはないです。

(菅野)分かりました。

(委員長)ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長)討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第108号 令和2年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時08分)



(開議 午後3時20分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議請第5号 唯一の戦争被爆国である日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准をもとめる意見書提出の請願について、紹介議員の説明を求めます。

(菅野) このたび唯一の戦争被爆国である日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准をもとめる意見書提出の請願が新日本婦人の会鴻巣支部支部長、谷口民子さん、鴻巣市赤見台2-4-1から出されています。紹介議員は、竹田悦子さん、諏訪三津枝さん、私、菅野博子です。この新日本婦人の会の出した請願文をまず読み上げて提案に代えます。

今、世界では核兵器禁止条約の発効から核兵器廃絶へと進もうという声広がっています。多くの国々が被爆者の声に耳を傾け、核兵器による安全ではなく、核兵器のない社会による安全を選択し、核兵器禁止条約を支持し、参加しつつあります。

唯一の戦争被爆国である日本政府は、核兵器廃絶の先頭に立つことが求められていると思います。国内の世論調査でも、日本が核兵器禁止条約に参加すべきとの声は7割を超えています。日本政府がこの被爆者と国民の声に誠実に応えることを求めます。

記。唯一の戦争被爆国である日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准をもとめる意見書を地方自治法第99条の規定により国に提出すること。

以上となっています。これに付け加えますと、核兵器禁止条約が発効に必要な50か国地域の批准を達成したのです。悲願の批准を達成しまして、90日後に発効することが確定をしました。史上初めて核兵器を違法化とする国際条約が2021年1月に始動することになります。この歴史的快挙によって、核兵器廃絶を目指す取組は今新たなステージに入っています。中でも核を保有する5か国、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の核保有5か国をはじめ、核兵器に固執する勢力は、禁止条約を敵視し、その署名国と批准国が広がることを妨害してきました。トランプアメリカ政権は、批准が50か国に達しようとする直前に批准国に撤回を求める請願を送りつけるなど、必死で抵抗しました。それだけに、禁止条約発効の確定は日本の被爆者をはじめ、核兵器のない世界を求める多くの政府と市民社会が大国の妨害と逆流を乗り越えて達成した画期的な成果だと言われています。禁止条約の下で開かれる締約国会議は、核軍縮のためのさらなる措置について検討し、及び必要な場合に決定を行うことも任務としています。これは第8条です。この会議には条約上、市民社会も招請されます。諸国政府と市民社会が手を取り合い、核兵器廃絶を視野に入れた具体的なプロセスが動き出すことになります。

また、来年、2021年には今年が開催が延期された核不拡散条約、NPT再検討会議が予定されています。核保有国も参加するこの会議では、核兵器廃絶への流れを加速させることが強く求められています。非核同盟国からは、核兵器保有国に対し、NPT第6条が定める核軍備縮小、撤廃のために誠実に交渉を行う義務と、核保有国自らも賛成した核兵器の完全廃絶の約束、これは2000年、NPT再検討会議の場です。この実行を迫る声が上がっています。NPT再検討会議に向けて世論を結集することが重要になっています。

核の傘に依存する同盟国の態度も厳しく問われます。とりわけ唯一の戦争被爆国でありながら核兵器禁止条約に背を向け続ける日本政府に対し、国内外から失望と非難の声が相次いでいます。禁止条約への参加を求める意見書を採択した自治体は、日本で500に迫ろうとしています。世論調査では、7割の国民が日本が禁止条約に参加すべきだと答えていま

す。菅政権は、世界と日本の多数の声に応じて速やかに条約の署名、批准をすべきです。このことが請願の趣旨として伝えられています。どうぞ慎重審議の上、採択していただけますようお願いをいたします。以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（永沼）まず、表題の「唯一の戦争被爆国である日本政府」という表題があるわけですが、この言い方そのものもちょっとよく分からないのですが、唯一の被爆国なのですか、日本政府が。何か違う感じがするのですけれども、その点を伺います。

（菅野）1945年の8月6日が広島、8月9日長崎ですよね。そして、8月15日が終戦というか、敗戦とかになったわけで、世界で唯一の最初の被爆国という意味で使っているのだと思います。

（永沼）それは私も分かっているところなのですが、この言い方、唯一の被爆国である日本というならいいのですけれども、日本政府って言っているのです。何かこの言い回しはちょっと違うのではないかなと。まず、それを伺います。例えば唯一の被爆国である日本、日本政府何とかってつながればいいのかもしれないのですが、被爆国と言いながら日本政府にかけてしまっているのが何か違う感じがするのですけれども、その点はどうなのですか、伺います。

（菅野）唯一の被爆国である日本、日本政府にとって、そこに点をつけて日本を2回つけるのかどうかというのはちょっと。ただ、この文でも分からないという文ではないと思うのです。日本を2回続けるのはどうかなと。唯一の戦争被爆国である日本政府にとって、政府としては日本政府がやっぱり最初ですよね。日本がやられたわけですから。日本の政府も日本の骨格をつくる重要な議論する場なわけですから。日本を代表する場所なので、そこに使ったのだと思います。

（永沼）その点は菅野議員のお話分からないわけではないのですが、大体のこれに対する言い回しって唯一の戦争被爆国である日本という言い方しているのです。日本政府という言い方はしていないと思うのです。

だから、日本政府に言いたいということで意見書の提出になっているわけですがけれども、被爆国であるというふうな言い方してしまうと日本政府にかけるのではなく、日本という言葉に一回置いておいてやるべきではないかなとちょっと思ったものですから、ちょっと違和感があったので、その辺を伺ったのです。その辺は、ここでもう置いてありますので。文章の中に日本が核兵器禁止条約に参加すべきとの声は7割を超えているというふうに出ているのですけれども、7割を超えているというこの数値というのはいつの、何の調査結果から出ているものなのですか、伺います。

（菅野）この核兵器廃絶運動をしている人たちの中でどれぐらいの国が参加しているかということと、要するに全国でこの核兵器禁止、反対の運動ってやっているのです。それで、それぞれの議会で核兵器廃絶の署名など出してきているのです、運動体が。いろんな運動体があるのです。多分単団体で出す場合と、いっぱい組んで出す場合とあるのですけれども、もう日本の多くのところでこの核兵器廃絶の署名というのはいわゆるそういう平和を願う団体が出してきているのです。そこを捉えているのだと思います。

（永沼）今の菅野議員のご説明だと、この7割の数値に対して、例えばどんな調査で、いつ行われたかという答弁にはなっていないので、その辺を伺いたいのですが。

（菅野）どんな調査で、いつ行われたかって、要するに今まで批准されなくても何回も請願してきているのです。それこそ私が議員になってすぐから。それこそ今75で、30年以上前から何回出しているか分からないぐらい。いわゆる戦争の惨禍で、ますますよい方向には行かない状況になっているわけです。戦後30年以上たってもまだ、30年以上ではないですね。50年近くたってもまだ核戦争、核兵器の危機が迫っているわけですから。そういうことが7割になっているのだと思います。7割というのは、7割なのかな、私はもしかして8割ぐらいではないのかなと思ったりするのですけれども、7割の根拠がどの自治体がどこですまでは出ていません、具体的に。

(永沼) 答弁の中で、7割の数値がいつ、何の調査かというのはご答弁できないということが分かりました。ただ、この請願が出ているのは11月19日なのですが、11月16日の朝日デジタルというところで発表しているのでいきますと、朝日新聞社実施の全国世論調査では、参加するほうがよいよって答えているのは59%とかとなっています。こういう直近の資料を使うと分かりやすいかな、ちょっと思ったものですから。7割のその根拠というのがちょっと知りたかったものですから、お聞きいたしました。

次に、核兵器のない世界というのは私自身も望んでいます。しかしながら、核軍縮を取り巻く国際的な状況というのは、北朝鮮あり、中国もあつたりで、大変厳しい状況なのかなってちょっと感じています。日本が核兵器禁止条約に参加すれば、アメリカが日本を守る核の拡大抑止というのを断ることにつながる、そして国民を危険にさらすことになるのではないかと考えます。この点どのように考えているか伺います。

(菅野) 日本がアメリカや北朝鮮に対して……では、ちょっともう一回。

(委員長) 質問者、もう一度繰り返してください。

(菅野) 核戦争に参加することになるのではないかという懸念。ちょっともう一回言ってください。

(永沼) まず、核兵器のない世界というのは私も望んでいます。ただ、日本を取り巻く核軍縮の国際的な状況というのが大変厳しいのではないかと。それで、日本が核兵器禁止条約に参加することによって、アメリカが日本を守る核の拡大抑止というのを断ることにつながる。そのことにより国民を危険にさらすことになるのではないかと考えますが、その点どのように考えますかということをお伺いしております。

(菅野) 核をもって核で攻撃して核がなくなることはありません。やはり世界中の国が全部核兵器持っているのではないのですからね。当初はいっぱい持っていたのですけれども、今は今回核兵器の禁止条約に署名した国が84か国出てきているのです。または、核兵器を持つべきではないという、批准した国もこれが50か国達成したということなのですけれども、ここまで来るのに本当に営々とした努力を世界で核兵器をなくす

ためにやってきているわけです。ようやく50年かかって、ここに批准した国と核兵器禁止条約に署名した国という、署名した国と批准した国というのは別なのですけれども、批准した国は50か国ですから、ここに一覧表もあるのですけれども、大抵小さな国なのです。ですから、核を持っている国はもちろん、アメリカにしろ、ここには名前は載っていないわけです。ですから、核兵器があって人類が幸せに暮らせるなんてことはないです、軍事費は山ほどかかるしね。広島、長崎のあの原爆の実態を見れば、人間が人間の形をしない、ごみのような状態で被爆の中で焼け死んでいったわけですから、被爆国日本こそ世界にやはりそういった実態を、身にしみているだけに核兵器をなくしたいという声を出したいという声の表れであると思っています、この署名運動がね。請願運動が。

（永沼）先ほどこの請願の内容とは別に菅野議員が細かくご説明していただいた中に、核保有国は批准国に対し妨害してきたという言い方されたと思うのです。そして、トランプ大統領が批准国に撤回を求めたというようなお話があったのですが、いつ、どんなふうに撤回を求めたのか、ちょっと私知らないのです、その辺を教えてくださいませんか。

（菅野）先ほど言ったのは、要するに核兵器を一番持っている国というのはアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国、核保有の5大国です。トランプ政権が50か国に対し直前に撤回を求める書類を送りつけるので必死で抵抗したという文書はありますけれども、どんな文書を送りつけたかとか、そういうことは今回の運動の経過を示した文書の中に具体的にはありませんので、その点については分かりませんが、批准国に撤回を求める書類を送ったというのだから、署名しないようになって、批准しないようになって送ったということなのでしょうね。

（永沼）この点については、私もちょっと調べさせていただきます。私からは以上です。

（大塚）それでは、幾つか伺いたいのですが、まず簡単なところから伺います。

今回請願者が新日本婦人の会鴻巣支部という団体で、個人では支部長のお名前でお出されておりますが、菅野議員はこの会のメンバーではないで

すよね。そこら辺まず確認をします。

（菅野）メンバーです。

（大塚）メンバーかどうかを伺います。

（菅野）入れていただきました、メンバーに。

（大塚）では、会員さんということで理解をして伺いますが、新日本婦人の会鴻巣支部のふだんの活動、どんなことをされているのか、それは内容が分かればお伺いをいたします。

（菅野）赤旗取っているのですけれども、そこに入ってくるニュースなど見ますと、婦人の会ですから、それこそ読書会から、お茶の会から、もう山ほどやっています。入りませんか。映画見る会だの。いっぱいあるのです、子組というのがね。新日本婦人の会って全国組織ですから、鴻巣だけの組織ではありませんので、運動が一体化していますのでね。それから、もちろん平和であってこそそういう活動ができるということで、核兵器禁止とか、暮らしをよりよくするためにとかというので、そういう運動もしているのです。だって、政治が私たちの生活を支配するわけですから、幾らいい人ばかり集まっても、政治が戦争をやったり、福祉を削ったり、増税したり、弱い者いじめする政治では幸せに暮らせませんので、政治も変えながら、私たちの人間としてどう生きるかということもきっちり示していこうという運動をしていると思います。私は、その下のほうにくっついていっているだけですけれども。

（大塚）冒頭、菅野議員も会員だということなので、具体的などんな活動をしているかということ再度ちょっと伺いたいのですが、今回出された請願にあるような、いわゆる署名をしましょうということを求めているわけですがけれども、その具体的な事業、鴻巣支部で、どんなことをされているのか、していないのか、そこはいかがでしょうか。

（菅野）それは、年2回ぐらい核兵器廃絶の署名をエルミのところでやるのです。それで、十五、六人ですけれども、出て、画板持って皆さんしてくれませうけれどもね。本当にこの署名はしてくれませう。好き嫌いとか、どうも右、左関係なくやってくれているような気がするのです、大抵ご婦人が多いのもあるのかもしれないけれども、男性でもご家族でし

てって言うのと核兵器廃絶の署名ってしていただけます。ほかのいろんな署名もするのはするのです。でも、この署名は必ず毎年2回はやっています。

（大塚）これに関する署名活動をされているということをお伺いしましたので、年2回というと、全体の総数というのですか、署名の数というのはもしかしたら会員だにご理解をしているのか、分かれば、あるいは分からないのであれば、数は分からないでも結構です。数が分かればということでお伺いします。

（菅野）私は、新日本婦人の会の役員しているわけでもないし、トップでもないのです。でも、1回エルミのところやって、最後に集計するのですけれども、5名連記のを何枚も書いて、200以上ぐらいは集まります。でも、1時間半ぐらiyorのでしょいかね、女性ですから、そんな長い時間やってられないし。200人ぐらいは集まっているとは思いますが、日常的に新日本婦人の新聞の中に核兵器廃絶の署名してくださいって、そんなのが年中入ってくることはないのです、新聞ですから。記事にはこういう取組載ってきますけれども。主婦がする運動ですから、その範囲です。

（大塚）200人程度だとした場合、それが多いか少ないかはいずれにしても、市民の皆さんに問いかけをしているというのは、私はそれなりに理解をしたところであります。

今度はちょっと目先を変えて、ちょうど私と向き合っているわけですが、菅野議員は本来菅野委員の立場なわけですよ、本来は。委員会ですから。本日に至るまでの間で、当初他の委員会に属している竹田議員がこの紹介者の立場に立って行うという予定だったと思います。ところが、いろいろ細かく調べてみたところ、該当する委員会が市民環境常任委員会であるというのが途中で判明をして、変更になりました。竹田議員がこの紹介者の立場でやり取りをするということも私個人的には、竹田議員の属しているのは政策総務常任委員会なので、同時開催の中で時間調整するの大変だなという認識でいたのです。ところが、たまたま結果として委員会が違ったのですが、私何を言いたいかというと、

菅野博子さん自身は委員なので、本来は出された請願について審査をする立場だと私は思っています、本来はね。そうなってくると、今回紹介議員の中に3名の方が名前を連ねているわけですがけれども、いわゆる竹田議員でもなく、菅野委員でもなくということになると、諏訪議員になるのです。本来はそこら辺を含めて調整をして、その紹介者の立場でいる方と、菅野議員は菅野委員のはずなので、私たちと同じように中身について審査をする立場が私は望ましかったかなと思います。本来はですよ。私の個人的な感想ですよ。それで、冒頭申し上げたように、本日に至るまでの間、日にちがあったので、竹田議員から菅野さん頼むねという話には途中でなっているはずなのですが、その段階で例えばこの部分とか、ああいうこととか、こういうことについて打合せというのですか、調整はどのぐらいされたのですか。

(菅野) どのぐらいされたって、竹田さんが集めていた資料を全部私が頂きました。昨日一日かかって読みました。まとめるところもまとめたのですけれども。何聞かれても分かるように核兵器のことの勉強したのですけれども。言わせてもらいますけれども、勉強したことを1個。当初7万発残っていたのですって。今は1万4,022発に減ったのですって。これ聞いてください。そのうちアメリカが持っているのが6,185発。これは、過去のものではないのです。1980年には7万発持っていたけれども、これは2019年5月のアメリカ科学者連盟の発表なのですけれども、アメリカが今6,185発、ロシアが6,500発、イギリス215、フランス300、中国290、インド140、パキスタン150、イスラエル80、北朝鮮25で、1万3,890発。これは、アメリカ科学者連盟発。F A S。2019年5月。今はこれだけ核兵器があるのですって。だから、この請願というのはやっぱり出さなくては駄目ですよ。こんなにすぐ使う気になれば使える核兵器が1万3,800発も世界にあるという状況なわけですから。それで、これが出てくるわけです。ゼロならいいのですけれどもね。10だから、5だからいいというものではないけれども。アメリカが一番すごいです。ロシアがすごいのだ。6,500発。アメリカとロシアがすごいのだね。

(大塚) 本題にちょっと戻しますけれども、今菅野議員が議員としての

立場で発言されたこともいろんなことを調べると私たちの目にも入ってくるのです。本来は委員として発言するというのが一般的かなと思ったというのは先ほどお伝えした。

これは最後に伺います。今回請願者としては会の名称ではありますが、代表、いわゆる支部長さん、谷口支部長さんですよね。

（菅野）はい。

（大塚）その方がどんな思いを持って今回の請願に至ったのか、谷口支部長とはどの程度接触をされて、やり取りと伺いますか、それをしてきたのか、それがあればお伺いをいたします。

（菅野）谷口さんは北鴻巣に住んでいる方ですので、私が北鴻巣の駅頭をしたときにいつももらいに行くのです、これをね。うちへ持ってこいというのも大変だから、生出塚までね。彼女は駅の近くですから、うちが。だから、行って書いてもらってきました。判こもらってね。それで、その後竹田さんとかが一緒に署名したわけです。いつも割方、何回も出しているのです、谷口さん名で請願は、いつも取りに行くからいいよって、北鴻巣、駅頭行くからって言って、いつもそうしているのです。

（大塚）物のやり取りは今伺ったので分かったのですが、私が聞きたいのは、谷口さんは団体の代表者になるわけですか。そうすると、団体としての意見として、要望として、請願として出しているわけですか。その団体の代表者という位置からすると、こういう思いを持って議会の皆さんに訴えてください、伝えてください、審査をしてくださいというのが多分あるのだと私は思っているのです。そこら辺具体的に中身についてやり取り、調整をしているのでしょうか、どのぐらいしたのでしょうかねというのを伺っているのです。どうでしょう。

（菅野）中身の文面は、ふだんそれ以外にも大衆運動がありますから、何かの会で誰かと一緒になっているのです。谷口さんではなくても、谷口さん以外の新日本婦人の会の人とか。もちろん竹田さんや諏訪さんと私のやる活動はほとんど一緒ですから。だから、特別あなたの言い分聞くわよとあって、そういうわけではないのです。もちろん新日本婦人の会からこの新婦人しんぶん取っていますから、こういう運動をするのだ

よというのはちゃんと載っていますからね。全部新聞があるのです、何でも。ですから、新婦人しんぶんとか、年金者組合とか、全部新聞があるものですから、いっぱい年中新聞読んでいるのですけれども、それも読んでいますので、その書いてあることに外れない限り、もっとも文面はほとんど同じ状況で、全国的にやる、請願などをやるような文書になっていると思うのですけれども、そういうので今までも請願を出してきているのです。何回も出してきていますからね。ですから、そこら辺は要するに団体としての方針から外れていることはないと思います。

（大塚）菅野議員がおっしゃるように、確かにこの谷口支部長のお名前でほかにもというか、過去にも請願って出されているのを私も認識しているのです。多分前回か前々回のときに同じような形態になったときに、請願を出されている当人のいわゆる人格と紹介議員の方は違う人格なので、十分打合せとか調整をしてきたほうが間違いないですよ、どうでしょうかって伺ったのですが、どうもそこら辺が、今の話を聞いていると直接この中身というか、個別についてはしなくても十分理解しているからというお答えなので、具体的には細かいところまではやり取りしていないよと、当人とはですね、支部長さんとは、そういう認識でよろしいですか。どうでしょう。

（菅野）赤旗というのは毎日来るのです。それ以外も新婦人しんぶんは週1回ですけれども、そういうのを毎日読んでいるわけです。だから、考えたら何回、わざわざちょっとあなたおいでよ、核兵器廃絶だからこうだよとか、これに限らず、例えば消費税何とかしてという、署名するよなんていっても、それが本心に反していることでも何でもないねという、運動団体がいっぱいあるわけですから、それぞれやるのが違うのです。年金者組合の人は、暮らせる年金にしてほしいという署名ですし。だから、そうすると対象者も違うし、若い人はやってくれないし、年寄りにやるとすぐやってくれるし。だから、そういう署名に関しては本心から外れたり、世界の流れや日本のいわゆる平和を願う勢力から離れた、そんな活動ではないというのを私いつも分かっているのです、そこら辺はこの署名文がどこか外れているとか、ほかの自治体と違うとか、現実路

線から外れているということではないと思います。

（大塚）最後の質問です。

今回請願者は鴻巣支部という名称の、個人名ではありますが、支部長名で出ております。鴻巣市内で同様の活動、あるいは同じような思いをしている団体あって、例えばタグを組んで一緒に活動しているとか、同じようなことをやっている団体というのはあるのか、ないのか、これを最後に伺います。あればある、なければないで結構です。

以上です。

（菅野）いろんな会はあるのです。年金者組合、生活と健康を守る会だの、いろんな名前がありますので。だからといって、女ばかりが集まっているわけでもないから、運動団体というのは男女一緒にやっていますから、いっぱいあります。それぞれがありますけれども。ただ、だからといってみんながこういう核兵器廃絶の署名を出すわけではないですからね。それぞれやっている、ターゲットになるものが違いますから。会員の交流でやっているというのものもあるしね。でも、根本は平和な世界、平和な社会であってこそ私たちがふだんこんな楽しいことできるねという根本ではやっぱりどこか一致しているなと思っています。いろんな運動があるのです、それぞれの団体の中に。新日本婦人の会の中にも、年金者組合の中にも、核廃絶を求める会、いろんな運動があるのです。それはそれでいいのだと思うのです。これをやりたいという人が集まってやればいいのですから。それだけで新日本婦人の会に入りたいという人がいればいいのです。こういう運動するのは嫌だよという人でも入れないとは言わないのですからね。だから、それは大衆運動だと思います。これ政党ではないのだから。

（大塚）申し訳ない。しつこいようですけども、ここに出ている請願の核兵器禁止条約の署名や批准を求めましょうという活動している団体は市内ではご存じか、ご存じでないか、それが最後です。ほかにあるかどうか。なければないで結構です。

（菅野）それは分かりません。核兵器を廃絶、核兵器をどんどん進めましょうという話も聞かないけれども、核兵器廃絶を署名も含めてやりま

しょうというのは、私が知っている限り共産系のそういうところでは知っていますけれども、だからといって入っている人がみんな共産党ではないですからね、大衆運動ですから。それは、おいそれといません。そこから見まして、いません。

（野本）私は永沼委員と同じ質疑だったので、しないつもりでいたのですが、永沼委員がしていただいた部分の確認という部分でさせていただきたいと思います。

やはり核兵器が世界にないことは理想だと思っております。この中に出てくる核兵器による安全という言葉と核兵器のない世界による安全という言葉は、非常に両端、両極端といえますか、対極にある言葉だと思っています。永沼委員の質問の趣旨というのは、核兵器のない世界による安全は目指すところなのだけれども、今それを批准をすることによってリスクがあるのではないかというふうに思います。ということを行っているわけですが、私たちの国民の命の危険というものを感じるのか、感じないのかというところを伺わせていただきたいと思います。

（菅野）先ほども言いましたけれども、アメリカとソ連が対立していたとき、1980年代ですから40年前ですよ、今2020年ですから。世界に7万発もの核兵器があったわけです。その後、今日までようやく1万4,000発に減ったわけなのです。これは、2019年5月のアメリカ科学者連盟の発表なのですけれども。でも、広島と長崎は落とされたけれども、核兵器を世界にはまだ落としていないのです。まだって、落としていないというのは、やはり日本の営々としたその核兵器許さずという、その人道的に許されないという、生きとし生けるもの全て皆殺しにするなんて、そんなことはないわけで、そういうのがやはり世界の中で今核兵器を持っている国でももう使えないという、アメリカ、ロシアにしても、イギリスやフランスなんか持っていますけれども、中国も、使えないという、手を止めているのだと私は思います。日本の営々とした広島、長崎の悩みを引きずってのずっと営々とした努力が世界の核兵器へのその惨禍を許さないという、手を止めていると思います。

（野本）要は批准をすることによって我々は止めているものが動き出し

てしまうかもしれないというリスクを感じるということ、そのところが政府としては国民の命の危険を守り切るということを考えると簡単にはできないことなのではないかというふうに感じるのですが、そういうリスクは感じないかということをお伺いしています。

（菅野）政府が毅然として言える政府はまず日本だと。言える政府はまず日本ですよ、言えるのはね。日本が言えなくてどこが言えるのですか。だって、現実には広島、長崎で核兵器の惨禍に遭ったわけですから。今もなお1万4,000発というのは21万人の命を殺せるのですって。皆殺しにする、同じなのです。今も確かにアメリカとロシアだけ6,000台で、北朝鮮でさえ25発も持っているというのですからね。ですから、やはり核兵器の手を止める、そうした運動に日本からこそ起こさなければどこの国が起こすかと思えます。そう思って私たちは命の限り、生きている限り、年に1回や2回なら、暮らせる年金にしてなんて署名もするのですけれども、とにかく核兵器廃絶の署名だけはやって、それで国で集めて世界にも出していくという、そういうふうに活動しているのです。ですから、地方議会からこの賛成だという意見書が出て、世界にそれが発信されれば、核兵器を使う手をやはり止めていくことになると思います。

（金子）すみません。ほかの方と大変かぶるところがあるのですが、確認をさせていただきます。

まず、先ほど大塚委員からありましたけれども、請願を出すに当たって請願者の方との打合せというところは、毎回分かっているからいいよということだったと思うのですけれども、今後請願を出すときには何かしら打合せは持たれるおつもりなのかお伺いをします。

（菅野）ファクス文は来ていたのです。ファクスでは来ていたので。だから、読んでいるから大丈夫よという。だから、そのとおりのがこの文章で来たのです。だから、今までもこの核兵器に限らずそのようにして、読んでおかしければどうかなって電話するのですけれども、一応読んで壁に止めていつも見ていたので、そこは文章の誤りがないとか、お互いに点検し合っています。

(金子) もう何度も野本委員とかが確認されていたので、本当にしつこいのですけれども、ちょっとこれもう一度だけ確認をさせていただきたいのですが、私自身も核はなくなればいいという、これは本当に思っている。これを前提として皆さんも今お話をされているかと思うのですけれども、やはりなくなったとき、この日本という環境を取り巻く国際社会の情勢の中でリスクがあるかないかというお話、さっきそこについてあまり明確なのがなかったかなと思うのですけれども、菅野議員としてリスクが多少なりともあると思っているのか、それともないと思っているのかというのは、もし答えられればその範囲で教えてください。

(菅野) 核を持っているから自分の国は世界に君臨できて、核を持っていないからそういう国々のリスクにさらされるのではないかなんて、そんなこと思っていない。だって、今本当にもう、この批准した国というのは割方小さい国が多いのです。5か国は持っているのですからね。ここに全部批准した国が入っているのですけれども、50か国ね。批准した国は50か国ですけれども、核兵器禁止条約に署名した国は、今年の10月24日現在で世界で84か国あるのです。その中で、批准というのを特別してもらわないと駄目だというので頑張ってきたわけです。サーロー節子さんとか、被爆者ですから。太った方なんかの。彼女も一生懸命頑張って、50か国になったって大喜びで報道しているのですけれどもね。だから、このことによって核兵器反対の運動をしているから鴻巣をやっつけてしまえなんていう、幾ら核兵器を持っているアメリカでもそんなこと思わないと思います。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時09分)



(開議 午後4時09分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議請第5号 唯一の戦争被爆国である日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准をもとめる意見書提出の請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

(委員長) 挙手少数であります。

よって、議請第5号は不採択とすることに決定いたしました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

お疲れさまでした。

(閉会 午後4時10分)